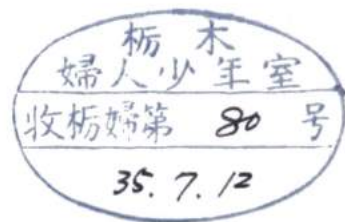


昭和三十五年五月

婦人少年問題審議會答申建議集

労働省婦人少年局



目 次

○ 売春等処罰法案に対する建議書……………	一頁
○ 年少労働者の労働条件と環境の改善向上に関する具体的方策についての答申書……………	三
○ 女子の職場拡大方策の中、看護婦問題についての答申書……………	一六
○ 婦人少年局の廃止反対に関する建議書……………	二三
○ 街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否かの当否についての答申書……………	二四
○ 売春問題の対策に関する答申書……………	二八
○ 女子年少労働基準規則改正についての建議書……………	三四
○ 未亡人等の職業対策に関する建議書……………	三五
○ 年少労働者の保護福祉に関する建議書……………	四四
(付) 一、婦人少年問題審議会活動状況一覧(昭二三～昭三五・三)	
二、婦人少年問題審議会委員一覧(第一回～第八回)	

○ 売春等処罰法案に対する建議書

売淫を取締る目的は社会の道徳的秩序を維持すること、性病を予防することの二つの点にあると思います。然るに問題の売春等処罰法案はこの二つの目的を達する上に重大な欠陥があるので本審議会は慎重に検討した上、原案に対して左のような修正を加える必要を認め、理由を明らかにして建議致します。

一 売春行為をした者及びその相手方となつた者を拘留、科料又は保護的措施にする。

二 売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者は夫々左の如く処罰する。

1 人を欺き、又は困惑させて売春をさせたもの二年以下の懲役及び一万円以下の罰金

2 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売春させた者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金

3 右の關係を利用して売春の報酬の全部又は一部を收受した者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

4 売春の場所を提供し又は客引その他の方法で売春の周旋をした者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金

右の常習者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

5 他人をしよう婦とすることを直接又は間接の内容とする契約の申込又は承諾をした者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金

6 しよう家を経営し又は管理した者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

理 由

この法案の対象となる売春關係の被処罰者は、二つにわけることが出来ます。

(一) は売春行為をした者及びそれを買つた者

(二) は売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者

この(一)と(二)の間には大きなちがひがあり、従つてその取扱いがちがつてこなければなりません。

(一) 売春当事者の取扱いについて

みづからの、又は相手の人權をかるんじて、性の神聖をけがす売淫は、不道徳にはちがひありませんが、それ自らとしてただちに犯罪として

罰すべきであるか、またそれが道徳上、また性病予防の上に最も効果的であるかどうかについては疑問の余地があります。売淫のかけには経済的、社会的原因が多く働いており、時に敗戦下の現状では、教育や職業的技能を欠く少女が飢に迫られて陥りやすいおとしあなでもあるのであります。本審議会としては社会的欠陥の結果としての売淫を罰するよりも、その原因を除くための官民の努力を必要とするものであり、従つて(一)のためには嚴罰主義よりも教育と厚生施設の拡充を急務と考えるものであります。とはいえこれを全然放任しておくことも当事者のため、社会のために不利益なので、この法案をもつと実情にかなつた積極的な性格をもつものと思ひます。

そこで(二)に該当するものは、男女を問わず警告を与え、反省を求める意味で拘留又は科料に処すること。更に初犯者、常習者の如何を問わずその情況により必要と認めるときは、一定の施設に收容し、病気を治療し、或は生産技術を与えて厚生を開かせる等、適当な保護を加えること。この修正案と並行してこの種婦人に対する厚生施設等に関する法案の提出を強く希望し、その実現を付帯条件としてこの案を提出するものであります。そういう対策なしに、單なる嚴罰主義を以て臨むことは、この不幸な社会病を内訌させるだけで国民に対して甚だ無責任不親切なやり方と考えます。

さらに売淫の予防策として

男女いずれに対しても健全な性道徳への意識を高めること。

女子労働者の合理的な賃金及び労働条件を確保すること。

これらのために文部省、労働省その他関係官庁の緊密な協力を希望します。

(二) 売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者の場合

法案の第五、六、七各条に該当する売淫によつて利益を得る第三者に対しては特に嚴罰をもつてのぞむべきであります。この犯罪を罰金のみによつて処理することは、業者にむしろくみしやすい感を与え、ボスの介在を生じやすく、社会悪を助長するものと考えるので必ず体刑と罰金を併科することを特に主張します。

昭和二十三年十月二十八日

○ 年少労働者の労働条件と環境の改善向上に関する具体的方策についての答申書

六月二十五日開催の本審議会第一回総会において諮問された「年少労働者の労働条件と環境の具体的改善向上方策」に関し本審議会はその審議経過（別紙）を具して左記の通り答申します。

昭和二十四年二月二十一日

婦人少年問題審議会会長 藤 田 た き

労働大臣 鈴木 正文 殿

第一 教育に関する問題

戦前の義務教育就学率は九九%であつたのに、現在東京都公立中学校においては経済的理由による通学困難者一・八%及び通学出来ない者二・五%計四・三%でその実数は決して少くなく、この状況は全国的な傾向であると想像される。これらの義務教育該当者の教育と労働とについて適切な調整を図るのみならず進んで日本産業の根基を培うため、労働に従事する年少者の教育について次の諸措置を講ずる必要がある。

一、就学困難な年少者（満十五才未満、満十二才以上）に対しては生活保護費の実際支給において就学奨励の特別措置を急速に講ずること（なお夜間中学校を設け昼間働かして義務教育を終了し得るようにしたらよいという意見は、過去の実績に省みると結局は年少労働者を苦しめる結果に陥つていたことに鑑み賛成しがたい）。

二、就学の傍ら労働に従事する年少者（満十五才未満、満十二才以上）及び卒業後直ちに就職する者に対して個性及び環境に即した職業を周知させること、即ち適職指導を充分に行うこと。これに関連して現に行われている年少者の職業についてもその内容、方法、経済、衛生、風紀等の諸点から検討改善すること。

三、新教育制度においては、中学校では或る特定の職業について教育を行うことはその趣旨ではないので、いきおいこの方面の教育が不十分であると認められるから、特にその必要ある者に対しては現に行われつつある職業補導（ヴォケーシヨナルトレーニング）の制度を改善すると共に労働の過程において技能者の養成を強力に進展させるような措置を講ずること。

このため現在の職業補導に一種の職工学校としての性格を併せ備えさせることを目標として、次の事項に留意し改善を図ること。

- (一) 技術を以て存立して行かねばならぬという日本産業の要請に即応し得る高度の技術指導を重点とすること。
- (二) 入所期日を限定せず随時入所を認めること。
- (三) 補導種目と期間に再検討を加え、年令と素質の差異に応じた指導を行い以て(一)の目標に副うようにすること。
- (四) 補給金制度を充実して入所者の生活保護を図ること。

また労働の過程において技能者の養成を強力に進展させるためには使用者及び労働組合がそのため自発的に奮起することが第一の要件であるが、政府において少くとも次の二点について実際の措置を講ずること。

- (1) 中小企業で自力で養成施設を設け得ないような場合は国費を以て共同養成施設を設け、之をその地域の中小企業者の同業組合に貸与すること。
 - (2) 技能者養成施設と新制高等学校との間に有機的な関係を設定し、以て向学心に燃える年少労働者に実力伸張の機会を与えること。
- 四、働く年少者一般の教養向上のため有益な図書の推薦及び普及を図り、進んで適切な読書指導を行う等具体的措置を講ずる必要があること。

第二 年少者の雇傭一般に関する問題

公共職業安定所の窓口における最近の年少者の就職状況、希望職種の状態及び求職態度は次の通りである。

即ち年少者の就職状況を見るに求人数は求職者を上回っているに拘らず、実際就職者は求職の二九％に過ぎない。けだし自己の居住地と勤務場所との地理的状況、通勤所要時間等を考慮に入れない希望が多く、自己の学力、経験、年令等を考慮しないで一方的に事務的作業を希望する者が非常に多く、また選職に対する理念が不十分であつて係員との面接中に希望職種が変動し、遂には本人自身決定し兼ねる状態に至る場合がしばしばである。

斯様な年少者の雇用の実情に鑑みて、次の諸措置を執る必要がある。

- 一、年少者の適職を科学的且つ合理的に選定分類し、これを特に年少労働者たらしとする者、その父母及び先生等に理解徹底する方法を講ずること。

二、公共職業安定所の窓口には有能な年少者の専門の雇用相談係を特に配置すること。

三、年少者の就職には年少者の適職を優先順位に扱うよう適切な措置を講ずること。

四、年少者の雇用に関し特にその職業指導が重要であるから、その取扱機関及び関係者（学校の先生、民生（児童）委員、少年保護司等を含む）を以て公共職業安定所単位に職業指導委員会を設置すること。

五、一旦就職しても余り時日を経ない間に離職転職等が少なくない事実に鑑み、アフターケア（就職後の補導）を怠らないこと。特に年少者について留意すること。

第三 健康及び衛生に関する問題

労働基準法上の年少労働者の保護規定を一層科学的に検討し、合理的な基準を設定又は勧告する必要があるとともに、基準法の適用のない家族労働及び街頭労働等における年少者の健康及び衛生に関しても、速かに適切な保護方策を講ずる必要がある。特に次の事項についてはその実施に必要な予算的な裏付けにつき十分な配慮を要望したい。

(一) 発育基準及び勧告基準を作成すること

労働基準法は年令のみを最大の基準として一律的保護を行っているが、その欠陥を補うため年令基準と併用できるような日本人発育基準を作成し（広汎な科学的データ）を基にしなければならないので専門研究家等に委嘱して、長期にわたる慎重な研究により確実な発育基準を作成して貰うこと）将来この発育基準に基いて基準法は改正されなければならない。併しこの方法は長期間を要するのでその過渡的措置として基準法できめている基準を実際に調査し、これに上回る勧告基準を作成して各事業場の労務管理の参考にさせるようにすることが必要である。

(二) 家族労働、街頭労働の法的保護を図ること

家族労働者、街頭労働者の法的保護は緊急を要する課題であるから、事務当局においてはその法的保護の前提である家族労働、街頭労働の実態把握、即ち大規模な実態調査を実施して、その実情に即した法制的施策を速かに講ずることが必要である。

なお学生のアルバイト及び夜学校に通学する年少者についても、特別の衛生管理の組織が望ましい。

(三) 衛生管理者講習会を開催すること

事業場毎に年少係を置いて年少労働者問題のみを専門にあたらせることは最も好ましいが、大企業においてはその余裕があるにしても、中小企業にはその余裕はないと考えられる。しかも年少労働者の多い事業はむしろ中小企業であるから、安全衛生規則にもづいて置かれている衛生管理者を定期に集めて、日本産業衛生協会、労働科学関係研究所等の協力を得て講習会を開き、そこで年少労働者の衛生に重点を置いた講義及び実習を行わせ終了者には免状を授与する等により年少労働者の労務管理の向上、できれば専門家としての資格をあたえる方策を講じ労働基準法の運用に人を得て実効が挙るようにすることが必要である。

(四) 年少労働者の体育を振興すること

今後徴兵の制度もなくなり、一生の間に組織的に身体を鍛える機会も少くなつた。このことは年少労働者にとつて最も影響が大きい。けだし子供の健康は体育によつて維持されるといつても過言ではないからである。然し、体育といつても運動場、運動具の整備が先ず必要となつて来る。その経費は労資双方が分担することとすべきである。このため労資双方に対し必要な援助勧告をすることが必要である。

第四 教養の向上、福祉施設及び不良化防止に関する問題

年少労働者の保護を徹底するためには、労働基準法に決められた教育、健康及び福祉に関する最低の保護基準を一層科学的、合理的に向上推進することと相俟つて家庭及び経済上の問題、教養の向上、福祉施設及び不良化防止等環境の問題について同時に解決を図つて行くことが絶対に必要である。依て差当り次のような措置を実施に移すとともに、これ等の有機的な活動連繫について特に留意することが必要である。

(一) 年少労働者文化向上方策を樹立し実施すること

年少労働者は家庭経済の不如意から十分な学校教育も受けることが出来ず、止むを得ず働かねばならない少年少女達が多いので、これら年少労働者の教養の向上は今日極めて重要な問題である。

右の趣旨に副つて年少労働者の教養の向上のために活動する純民間的な新団体が設立される事を希望する。この様な新団体は全国の工場、事業場は勿論、関係文化団体等とも有機的な連繫を保つものとし年少労働者のため、たとえば優良図書の推薦編集、娯楽運動用品の購入斡旋、講演会、展覧会、座談会、映画会、討論会等の開催、各種文化施設、優良工場等の紹介、国内及び諸外国の年少労働者保護情報の提供、その他の事業を行つて、年少労働者が受けることのできない学校教育を補うに足る教養の向上に努力することが望ましい。

(一) 児童福祉施設又は社会公共施設の設置拡充を促進すること

工場事業場付属の福祉施設（寄宿舎、食堂、浴場、倶楽室、図書室、休養室、病院又は療養室等）の急速な整備拡充は戦災による消失、戦後の経営難から現在極めて困難であるが、又それだけに年少労働者の福祉、疲労回復、労働意欲の培養及び労働の意志はあるが住いがなく雇われることが出来ず、浮浪者の群に入つて行く児童を救うためにも、施設の設置拡充は緊急を要する問題である故に、以上の諸施設を現状に即し極力設置整備するよう工場事業場に対し、何等かの具体的な勧告援助を行い、児童公園、児童図書館、児童会館、労働アパート等、国又は社会公共同体による児童福祉施設或いは社会協同施設の設置拡充の促進実現を図ることが必要である。

(二) 工場事業場に年少労働者の保護管理者を設けること

不良化防止に関する問題については主として人的環境の整備如何が解決の鍵である。終戦後の風潮は明日の日本を背負う年少者にとつては、特に厳戒を要するものがある。従つて年少労働者の保護について家庭乃至寄宿舎における経済的・心理的生活の不安・混乱を除去するは勿論、特に工場事業場の先輩同輩の交友関係を考慮しなければならない。

更に余暇の利用、娯楽の種類、生活費に不足する賃金の問題、その他劣悪な労働条件・労働環境等について、それぞれ適切な措置を講ずることが必要である。不良化防止策には以上のいろいろのファクターが考慮されて始めて完了されるのであるから、特に労働法規、社会学、心理学、医学等に明るい常識ある年少者の保護管理者の設置実現を図ることが必要である。

それが現行法制上直ちに実現困難であれば、それに代るべき何等かの保護管理方策を講ずることが必要である。

なお年少労働者の不良化防止策には右に述べた保護管理者と年少労働者の父母、出身学校の先生、使用者、就職斡旋機関及び労働基準監督署民生（児童）委員等の有機的な会合についての組織の結成について考究し、その実現を図るよう努力することが必要である。

付 帯 事 項

年少労働問題は、従来一般に閑却されて来たが労働基準法の実施により、その理解と関心を深めるとともに、具体的な保護福祉の徹底を図るところは、今や労資双方及び、政府その他関係機関の大きな責務であると思う。

本答申は、かような見地から年少者の労働条件と環境に関する諸問題の中、当面特に急を要すると認めた事項を取り上げ、審議したものである。

る。従つて、なお残された多くの問題については、今後引き続き更に徹底した審議を行う必要があるが、その何れについてもこれが実現に格段の努力を要請したい。

なお、今回の審議内容は一般的な事項について取り上げたものが多いが、今後は労働条件その他専門的、科学的な実情調査の上、決定を要するものが尠くないと思われるので、臨時又は専門委員による調査委嘱等の方法を考慮されたい。

(別 紙)

労働大臣諮問「年少労働者の労働条件と環境の具体的改善向上方策」審議経過報告要旨

婦人少年問題審議会年少労働部会長

青 木 誠四郎

「年少労働者の労働条件と環境の具体的改善向上方策」に関し、年少労働部会において審議した経過と結論を報告する。

諮問された事項は、年少労働者の保護と福祉に関し極めて重要な意義を持つものであつて、これを具体的に且つ實際的に具現して行くことは、ひとり年少労働者個人のためであるばかりでなく、結局、日本経済の将来の成否にも影響するという見地から、各委員はそれぞれ多忙な日程の中にも、本諮問事項の取扱いは特に慎重を期した。

即ち各委員は種々責任ある調査と研究の結果等もあわせ発表して審議したが、問題の正しい解決の方向と現実問題、たとえば予算その他これを実現するため必要な条件の発達していない我国の現状との調整をどうするかについては、前後五回に亘る部会の審議において、終始問題にされたところであつて、この点、本答申の処理実現に当られる政府側の格段の努力を要請する次第である。

次に、本諮問事項の取り扱いであるが、諮問事項の内容は従来兎角閑却された事項である反面、問題の及ぶところは相当広般多岐に亘り、且つ異にも述べたように現実との調整をも考えながら進める必要があるので、先ず比較的急を要すると思われる次の四つの事項をとりあげ、各事項それぞれの特質に応じて仮に四人の主査を決め、それぞれ取纏めた私案を中心にして審議を進めた。

各事項とも終始熱心に討議され、各委員の発言の中には至急実現を図つて欲しい貴重な意見が尠くなかつたことは、本部会として甚だ心強いところであつた。

四つの事項及びその主査は次の通りである。

第一は、教育に関する問題で、これは野口委員が主査となり

第二は、年少者の雇用に関する問題で竹村委員が主査となり

第三は、健康と衛生に関する問題で石川委員が主査となり

第四は、教養の向上福祉施設及び不良化防止に関する問題で朝原委員が主査となつた。

かくして本部会がとり上げた四つの事項に関して、本部会の意見として一応取りまとめた結果は次の通りである。

第一 教育に関する問題

(野口委員主査)

(一) 就学困難な年少者(満十五才未満、満十二才以上)に対しては、就学奨励の措置を急速に執らなければならない。

戦前の義務教育就学率は九九%であつたのに、現在東京都公立中学校においては、経済的理由による通学困難者一・八%及び通学出来ない者二・五%計四・三%でその実数は決して尠くなく、この状況は全国的な傾向であると想像される。

然るに従来支給されていた就学奨励費は、生活保護費の中に繰り入れられていて、而もその支給の実際を見るのに就学奨励的な考慮が充分実現されていないか、甚だしきは該当事情にありながら全然利用されていない実情にある。

これは今直ちに改善できる事項であると思われるから、関係当局の迅速な善処を要望したい。

なお夜間中学を設け、昼間働かして義務教育を終了し得るようにしたらよいという意見は、過去の実績を省りみると、結局は年少労働者を苦しめる結果に陥つていたことに鑑み賛成しがたい。

(二) 就学の傍ら労働に従事する年少者(満十五才未満、満十二才以上)に対して生徒の個性及び環境に即した適職を選ぶこと、即ち適職指導を徹底的に行う必要がある。これに関連して現在行われている年少者の職業についてもその内容、方法、経済、衛生、風紀等の観点から検討改善する必要がある。なお卒業後、直ちに就職する者のためには新制中学における現在の貧弱な職業実習を十分に補う方法を講ずることが必要で、例えば学校側としては夏季休暇等を利用するに止まらず、更にできれば授業日にも組織的に受入れられる様な協定工場又は事業場の設定等について考究して行く必要がある。

(三) 新教育制度に於ては中学校では或る特定の職業について教育を行うことは、その趣旨ではないのでいきおいこの方面の教育が不十分な傾向で

あるから、特にその必要ある者に対しては現に行われつつある職業補導の制度を改善すると共に、労働の過程に於て技能者の養成を強力に進展させる様な措置を講ずる必要がある。

このため現在の職業補導所に一種の職工学校たる性格を併せ備えさせることを、目標として次の事項に留意し改善することを要望する。

- (1) 技術を以て存立して行かねばならぬという日本産業の要請に即応し得る高度の技術指導を重点とすること。
- (2) 入所期日を限定せず随時入所を認めること。
- (3) 補導種目と期間に再検討を加え、年令と素質の差異に応じた指導を行い、以て(1)の目標に副うようにすること。
- (4) 補給金制度を拡大強化し、入所者の生活確保を図ること。

労働の過程において技能者の養成を強力に進展させるためには、使用者及び労働組合がそのため自発的に奮起することが第一の要件であるが、政府に於て少くとも次の二点について実質的な措置を講ずる必要がある。

- (イ) 中小企業で、自力で養成施設を設け得ない様な場合は、国費を以て共同養成施設を設け、之をその地域の中小企業者の同業組合に貸与すること。

- (ロ) 技能者養成施設と新制度高等学校との間に有機的な関係を設定し、以て向学心に燃える年少労働者に実力伸長の機会を与えること。

(四) 戦時中及び戦後に於て初等普通教育が相当混乱したため、一般的に教養の低下したことは憂うべきものがある。その上戦後の世相と思想の混乱に災いされて、年少者の性向にも寒心すべき点が多い。働く年少者一般の教養向上のため、たとえば有益な図書の推薦及び普及を図り進んで適当な読書指導を行うなどの具体的措置を講ずる必要がある。

(五) 最後に雇用の問題に含まれるべきことであるが、一旦就職しても余り時日を経ない間に、離職、転職等が尠くない事実に鑑み、所謂アフターケヤー（就職後の補導）を怠らないことが必要である。特に教育を受けながら働いている年少者のアフターケヤーについては担当教師と当該児童生徒及び事業主間の緊密な連繫を図ることが必要である。この為には労働保護官署がその中心的役割を果たさなければならぬから、できれば労働基準監督署単位にアフターケヤー委員会が設けられたならば極めて有益であると思う。

第二 年少者の雇用に関する問題

（竹村委員主査）

先づ、年少者の就職目標と就職の実情について考えてみる必要がある。しかしてこの場合、その基本方針として次の三条件を考慮することが大

切である。

その一は、個人として社会連帯の責任を完遂し、人格の完成を図るのは一に職業を通じて行わるべきであるという趣旨に基づいて、職業の重要性を認識せしめ、併せて職業選択の慎重を期することが大切である。従つて年少者が将来如何なる職業人に完成せらるべきかということ、しかしてこの観点から、個人の興味、性能、家庭事情等の個人的条件に適応した職業選択を援助すること。

その二は、年少者が未完成人であることに留意し、身体的、精神的並びに社会的な職業順応について援助すること。且つこのために存在する種々の法律規則の保護が完全に得られるように留意すること。

その三は、従つて年少者の職業斡旋機関は学校、職業補導所、その他の教育及び訓練施設と緊密な連絡をとり、これらの施設をして年少者就職斡旋機関の一翼たらしめることが必要である。

ところが、公共職業安定所の窓口における最近の年少者の就職状況、希望職種状況及び求職態度は次のとおりで、右の基本的な条件は、実際には殆んど考慮されていないか、又は考慮されていてもその結果は、甚だ不良又は不当に終つていることに留意する必要がある。即ち

(1) 年少者の就職状況を見るに求人数は、求職者を上回つているに拘らず實際就職者は求職者の二九％に過ぎない。
(2) 希望職種状況も大別すれば、事務員が四〇％、給仕が二五％、工員とその他が各々一七％で、次の求職態度に見られるような種々の問題を含んでいることが判ること。即ち

(3) 年少者の求職態度で著しい現象は、

(i) 自己の居住地と勤務場所との地理的状況、通勤所要時間等を考慮に入れない希望が多い。

(ii) 自己の学力、経験、年令等を考慮しないで、一方的に事務的作業を希望する者が非常に多い。

(iv) 又、選職に対する理念が不十分であつて、係員との面接中に希望職種が変動して遂には、本人自身決定しかねる状態に至る場合が屢々である。従つて、

(4) 年少者の採用状況は、次のとおりである。

(i) 一般的な状況としては、紹介率は一〇〇％に近いのに、採用率は甚だ低い。これは前述のとおり、自己の選職に対する理念が確立されていないためである。

(四) 工業関係の状況としては、技能者を養成すべき特殊な工場を除いては、殆ど経験三年以上の直接工を要求しており、また企業家の大部分は、年少者を養成してゆく時間的、経済的余裕がない実情であり、なお労働条件の水準を向上させることは、特に年少者の就職を困難ならしめている。

(イ) 商店、会社の事務員関係の状況としては、工業関係に比較し、新しい年少者（特に卒業年度の新しいもの）を採用してゆく傾向に見え、年少者の求人開拓に一示唆を与えていること。

以上、年少者の雇用の現実の状況を比較検討した結果、差し当り次の事項の実現を要望したい。

一、年少者の適職を科学的、且つ合理的に選定分類し、これを、特に年少労働者たらしとする者、その父母及び学校当事者等に理解、徹底する方法を講ずること。

二、公共職業安定所の窓口に、有能な年少者専門の雇用相談係を特に配置すること。

三、年少者の適職には、年少者の就職を優先順位に扱うよう、適切な措置を講ずること。

四、年少者の雇用に関し、特にその職業指導が重要であるから、その取扱機関及び関係者（学校の教師、児童委員、少年保護司等を含む）をもつて、公共職業安定所単位に職業指導委員会を設置し、年少者の適職配置、適職開拓その他の問題解決に資するようにすること。

第三 健康と衛生に関する問題

（石川委員主査）

(一) 労働基準法による年少労働者の一律的保護の問題

労働基準法は年令を基準にして年少労働者の保護を講じてはいるが、これをもう少しこまかく具体的に解説した方針を設けなくては、年少労働者の保護にはならない。そのためには、先づ現状における日本人の発育基準の確立が必要であり、それを基本にした保護対策でなければならない。日本人の発育は地域別に異なることは時代別にも異なり、大戦後の現状は戦前とは大いに異なるものがあり得るであろう。

一例をとれば、女子年少者労働基準規則第十二条の年令別性別の重量物運搬の制限規定は何才迄は何キロというように定めていることは至当なことと思うのであるが、これに、更に個人別の発育度を加味することが出来ると一層合理化されると思うのである。即ち、その発育度の個人差を考慮して、限度に巾をもたせることにしてはしいのである。

この日本人の発育基準を作成するためには、戦前と戦後の発育度の変化、都会と田舎別、山村農漁村別、都道府県別、更に家庭、階級層別等の

比較による体力発達度を考慮に入れ、更に外国との比較を参考にする。このようにして作成された発育基準に依じて各種の保護の法的規制が必要である。勿論この問題を法的なものにするについては、また特別の検討を必要とするであらう。

日本人の発育基準の項目としては形態（身長、体重等）機能（握力、肺活量、負荷能力等）病氣抵抗指数、災害抵抗指数等を選定して、それらの総合値からその発育程度に応じた保護がなされることが望ましく、かくして単に年令のみを基準にしての一律の法的保護を加えるという欠陥を補い得る。同じ年令でも発育基準以下の年少労働者には就業制限を励行すること勿論であるが、発育基準以上の年少労働者には十分の理由ある場合には基準以上の重量物をもたせることが実情に即するものである。更に一方、負荷方法の異ると共に生理学的な負担値を異にすることがこの法規に考慮されていないことも一つの不備な点である。

例えば、手で持ち運びの場合と車で運搬する場合とでは、従業員にかかる負担の程度が著しく相違することはいうまでもない。以上の如き理由にもとづき、中央並びに各事業場毎に所謂年少係ともいうべきものを置いて、年少者の労務管理を担当させるまでに法的組織化されることが望ましい。年少係に対しては資格認定の制度を設けて経営者の使用人で、しかも公務員の性格をあたえるがよい。（年少係については第三の(四)及第四の問題にも関連する）

(二) 学生のアルバイト、家族労働、街頭労働の問題

学生のアルバイトは、学業の傍ら生活費乃至学費を稼ぐためにいろいろの職場に働き、むしろ現在ではアルバイトが主となり、学業が従となつてゐる者すらが見うけられる。なお昼間は職場の仕事に従事し、夜間は夜学校に勉学する年少者の衛生問題については、昼夜の生活内容と関連して特別に検討すべきである。使用者は学生なるが故に労働者として取扱う觀念に乏しく、従つてその労働上の保護も十分でない。しかるにこれらの人々は、日本の将来の中堅になる大切な役割をもつてゐる人達であるから、労働省当局は文部省と十分連絡をとつて衛生的分野からの十分なる保護施策をとつて頂きたい。

更に、基準法から除外されている家族労働及び街頭労働は、衛生上から見て最も問題が多い部面であるから、これに対しても当局の速かなる実態把握とそれに対する特別の衛生的保護がなされることが望ましい。

(三) 職業教育と衛生問題

職業指導は労働衛生から出発されない限りスタートからあやまる。公共職業安定所の方においても衛生的見地を重要視して、職業の斡旋、職業

の指導にあたられたい。

また小学校、中学校の教科の内容にも労働衛生についての理解を与えるように考慮して貰いたい。

この事は年少労働衛生の向上の為に重要な関連をもつていと思う。

(四) 年少者の体育の問題

今後、わが国には徴兵の制度もなくなり、一生の間に身体をきたえる機会がなくなるであろう。このことは将来の年少労働者の体力の上に軽視できない影響がある。

従来知られている事実として、胸廓の発達は運動をする場合としない場合では大きな差異が出て来る点からみても、子供の健康と体力は体育によつて維持されるといつても過言ではない。年少労働者の衛生上の施策をたてる場合、体育ということに考慮をいたして計画をたてて頂きたいと思う。しかし之が実効を挙げるためには、何といつても運動具、運動場の確保が最も大切である。

これが解決は、使用者の大部分の負担と労働組合のある程度の負担でまかなうべきであることはいうまでもないが、更に、労働省は労資双方に對して積極的に援助することが肝要である。

(五) 寄宿舍と衛生

戦後住宅難の結果、単に雨露を凌げればよいという考え方が支配的であり、衛生的考慮が払われていない。この点は、寄宿舍においても同様であつて、狭く、不潔で、ごたごた雑居せる集団生活が見られる。寄宿舍は、そこに住む労働者にとつては生活の本拠であつて、寄宿舍が非衛生であれば、いくら工場事業場が清潔であり、また他の福利施設が完備されていようと、労働者の保護は全然実効があるはずがない。まして年少労働者は発育ざかりで、抵抗力も弱いため、例えば、寝具の不足が感冒、結核の媒介となり、寝具の汚れから伝染病の発生の危険が生ずる。なるほど安全衛生規則にもとづいて、衛生管理者を置くことと定められているが、衛生管理者は多くは医者でないで、適任者を見つけることはなかなか難しい。従つて事業場毎に年少労働者の管理にあたる責任者を置かせ、更に、しばしば巡回指導又は講習会を開いて實際的措置を浸透させることがこの過渡期に必要である。また寄宿舍規則が制定施行され寄宿舍の衛生方面も一つの基準が定められているが、この基準も現状との妥協によつて制定されたものであつて、必ずしも衛生上から見て完全とはいひ難い。例えば、畳数を見ると、規則によると一人二・五平方米(約一・五畳)であるが、衛生上からは男女共に少くとも二畳を必要とする。このように規則自体が必ずしも衛生的見地から十分でないから、せめて年少労働者

にとつては衛生上充分なる施策が必要である。従つてこのことから年少労働者の保護管理にあたる専任者を置く必要が痛感されるのである。

これを要するに、年少労働者の問題を取扱う責任者を各事業場毎に設けさせるのは、監督官ににらまれてしぶしぶやるのではなくて、経営者が自発的に労働基準法を守るようになることを年少係を通じて期待するものである。

第四 教養の向上、福祉施設及び不良化の防止に関する問題

(朝原委員主査)

(一) 本問題の中、教養の向上に関する問題については、第一の教育に関する問題の中で触れてあるように、年少者の教養の向上に関する問題は、今日極めて重要な問題であるから、所謂学校教育を補うに足る一般的職業的、知識技能の習得について速急に措置を講ずることが必要である。

たとえば中央、地方の地域単位又は工場単位等に組織的な文化協会(仮称)を作り、優良図書の推薦、回覧、体力保健、娯楽用品の購入斡旋、講演会、展覧会、映画会、座談会、討論会等の開催、各種文化施設、優良工場等の参観紹介を行う等、働く年少者の教養の向上を図ることが適当と思う。

(二) 福祉施設の充実に關する問題については、広義に云えば物的の環境の整備に關する問題であるから、工場事業場の作業施設に附屬する施設、たとえば食堂、浴場、娯樂室、図書室、厚生会等の経営に係る消費生活合理化のための物資の斡旋、修理、洗濯等を初め、大は寄宿舎その他の保健衛生、体力向上施設等の一切を含むものであるが、現状は戦災その他により、これら大規模の福祉施設を今直ぐ望むことは無理であるから、これは一面、児童公園、図書館、その他国又は公共団体の設置する所謂、児童福祉施設、或は社会施設の設置拡充を要望し、広く年少者の心身発達のための施設としても活用することが必要である。

(三) 不良化防止に關する問題については、主として人的環境の整備如何が大きな作用をなしていることを考える必要がある。終戦後の一部に自己勝手と放任の風潮が発生していることは、明日の日本を背負う年少者にとつては特に警戒を要するところである。従つて働く年少者の場合は家庭は勿論特に工場事業場における先輩、同僚の生活態度、勤怠、交遊關係を適正にすることが重要な課題となるが、差当つての具体方策の一として働く年少者の保護管理者の設置を要望したい。それが現行法制上、真に実現困難であれば何等かの事実上の保護管理方策が講ぜられるようにしたい。

なお不良化防止に關しては教養の向上、福祉施設の問題と深い關係があると思われるが、特に家庭内(寄宿舎生活を含む)における經濟的又は精神的生活の不安、貧困、環境の不良、余暇、娯樂等の利用についての放任を初め、生活費に不足する賃金の問題、その他劣悪な労働条件、労働環境等について、それぞれ適切な措置を講ずるとともに年少労働者の父母と出身学校の先生、使用主、就職斡旋及び労働監督機關、民生(児童)

委員、保護管理者等の有機的な会合、連繫についての組織の結成について考究し、その実現を図るよう要望したい。

(四) 以上の問題は、何れも働く年少者自身の心理に、日常深く根を下した問題と関連せしめて解決を進めて行くことが特に必要であると認められる。従つて、たとえば労働基準法は勿論、学校教育法、生活保護法、職業安定法、失業保険法、児童福祉法、少年法等の関係機関施設による保護方法と常に具体的な連繫調整を図つて行く必要があること。

なお、一般の関心と協力を昂めるために、一層徹底した啓蒙宣伝を行う必要があるが、これは今後更に具体的科学的に効果の挙る方法を講ずることを特に要望したい。

○ 女子の職場拡大方策の中、看護婦問題についての答申書

さきに労働大臣から女子の職場拡大の具体的方策について、婦人少年問題審議会に諮問されましたので、婦人少年問題審議会婦人労働部会ではこの問題について検討の結果、女子の適職でありながら女子の自由な進出が妨げられている職業の中から、まづ看護婦の職業をとりあげて審議することとしました。

けだし、代表的な女子の職業のうち一つをとつて検討することは、女子の職場拡大及び社会公共の福祉のために大きな示唆となるからであります。

看護婦問題につき討議された問題の概要

現在、看護婦免許証所有者数は約二〇万と推定され、この内、実働看護婦の数は凡そ六万と推定されています。

看護婦の仕事は婦人に最も適した仕事であり、その能率や地位の向上が直接社会公共の福祉に関係するところが大きいにもかかわらず、知識に富む若い婦人達がこの専門的な高い仕事にたずさわることをこばみ、また現在看護婦になつてゐる有能な婦人達さえも、この仕事から離れようとするものが増加しています。婦人少年問題審議会婦人労働部会では過去七、八回にわたる研究討議の結果、知識の高い婦人がこの仕事に入ること

を拒み、且つ現在仕事についている有能な看護婦がこの仕事から離れようとする等の傾向が社会公共の福祉の増進をはばみ、更に看護婦の労働条件の改善や、その地位の向上に障礙となつてゐる要素として、次のようなことがらについて問題のあることが指摘されました。

一、賃金について

- A 大抵の場合食事の支給又は食費の補助があるため、現金給与があいまいにされ、低賃金の口実を与えている。
- B 比較の対象となる男子労働者がいないため、賃金水準が極めて低く、一般に独立的生活には到底足りない給与額が与えられている。
- C 看護婦の仕事は、立派な技術の仕事であるにもかかわらず、技能給が確立されていない。
- D 職業的地位の向上のために必要な経験給に対する考慮が払われていない。
- E 時間外労働及びこれに対する手当が正当に評価されていない。

二、その他の労働条件について

- A 労働時間、休日、休憩について労働基準法がまもられていない。
- B 深夜作業のあとの休みと、休日に関する解釈が正当に解釈されていない。
- C 職場の休養施設、寄宿舎における施設や生活について、充分な考慮が払われていない。
- D 肉体労働がはげしいにもかかわらず、加配米がない。

三、労働管理について

- A 看護婦本来の仕事が雑務から切り離されていないため、看護婦は雑務に使われすぎる。
- B 交替勤務制が確立されていない。
- C 寄宿生活を事実上強要せられるため、結婚後、仕事をつづけることが困難である。
- D 医者や使用者の中には、労働基準法に対する認識や知識が欠けているものが多い。
- E 使用者のなかには、労働関係や労働組合の活動に対し、理解と認識に乏しいものが多いだけでなく、之が正当な組合活動をさえ、さまたげようとするものがある。

四、教育について

A 現在看護婦の資質が低下しているにもかかわらず、限られた数の看護婦のみが再教育を受けている現状であつて、教育が広く徹底していない。

B 新教育制度になると、就業年限が長くなるため、資力の乏しいものの就学の機会を狭めることになる。

五、組織について

A 労働組合

(1) 現在看護婦が参加している医療従業員組合では、看護婦と医師と、職員との利害が対立しているため、一体としての組合活動がむづかしく、看護婦としての労働条件を改善するための活動ができていく。

(2) 看護婦は、労働問題や労働関係に対する認識が欠けているため、賃金や労働条件を改善するために必要な団体交渉の実力が無い。

B 日本助産婦、看護婦、保健婦協会

(1) 現在、看護を横につなぐ唯一の組織である日本助産婦、看護婦、保健婦協会は、未だ設立後日浅く発展過程にあり、看護婦の労働条件や職業的地位の向上について活動し得る民主的組織体の実力を備えるに至っていない。

看護婦の状態の改善につくとらるべき一般的方策

以上のような問題があるのに鑑み、婦人少年問題審議会は、看護婦の仕事により有能な婦人達の円滑な進出を促すと共に、看護婦の福祉と地位の向上を図り、これをより高い専門的な職業とし、社会公共の福祉を増進させるために、凡そ、次のような措置をとらるべきことを決議し、大臣に答申します。

一、労働基準局に対する希望

A 看護婦の給与形態を改め、生活給、技能給を確立し、独立して生活しうる賃金額にすると共に、経営上一般賃金水準の維持の困難な事業における看護婦の労働条件の低下を防ぐため、ホードシステムにより最低賃金制を確立しうるよう、先づ看護婦からその準備を開始すること。

B 労働基準法につき、使用者、医者、看護婦等の理解や認識に乏しいものが多いので、啓蒙宣伝に一層の努力を払うこと。

C 看護婦の労働時間、休日、休憩、寄宿舎等、労働基準法の施行については、特別運動期間等を設けて一層の努力を払うこと。

二、労政局に対する希望

A 看護婦の業務が、社会公共の福祉に直接関係が深いところから、労働関係やその組織活動について、正常な考え方や活動から、はばまれる場合が多く、また一般に組合活動に対し経験の乏しいものが多いので、看護婦の労働問題に対する知識や組合活動の方法等、賃金や労働条件を改善するために必要な団体交渉の実力を養う労働教育については、一段の努力を払われることを希望する。

三、厚生省に対する希望

A 看護業務の改善と労働管理とによつて、看護婦数の不足の緩和される場合が少くないので、看護業務と雑役とを分離し、雑務者を雇入れるよう使用者に対する労働管理の指導につき、一層の努力を払われること。

B 看護婦の技術や資質を向上させるため、現在職にあるものの再教育を更に拡大し、容易にその機会を得られるよう措置すること。

C 新たに設けられる看護婦の養成機関は、就業年限が長く経済的負担が大きく、このため経済力の弱いものの入学を阻むことになるから、学資の一部を国家が負担するよう努力されること。

D 看護婦に対する福祉の増進と職業的地位の向上のために必要な資料を提供すること。

四、文部省に対する希望

A 看護婦がより高い専門的職業として、技術及び地位の向上を得るため社会教育並びに技術教育につき、大学、高校、その他の団体で、看護婦の再教育のために必要な職業補導機関の拡充について、対策をたてるとともに啓蒙宣伝を強化すること。

B 看護婦が大学進学を希望する場合には、看護婦学校における既得の教育過程の一部を、大学の課程に数えられるように取り計らわれたきこと。

五、日本助産婦、看護婦、保健婦協会に対する希望

A 通勤制により結婚後も長くその業務が続けられるよう、労働条件や生活の改善について努力せられたいこと。

B 役員は、看護婦の労働組合活動にもつとよき理解をもつて接触すること。

C 看護婦の生活事情を明らかにするための調査をすること。

D 看護婦の募集について特別な努力をすること。

E 看護婦の労働条件や生活事情の改善、福祉増進のための研究をすること。

六、労働組合について

A 現在、看護婦が参加している医療従業員組合では、看護婦と医師と職員との利害が対立しているため、一体としての組合活動がむづかしく、看護婦としての労働条件を改善するための活動ができていない。

B 看護婦は労働問題や労働関係に対する認識が欠けているために、賃金や労働条件を改善するために必要な団体交渉の実力がない。

七、総理庁統計局に対する希望

国勢調査集計の場合、職業分類において看護婦数を明らかにすること。

看護婦の状態の改善につき特に強調すべき事項

以上看護婦の状態を改善するために、考慮しなければならない一般的方策の内、賃金及び看護業務の専門化については、当面一番重要であり、且つ、基本的な事柄であるにもかかわらず、未だ何等の措置も考慮されていない現状でありますから、本委員会は、特に、その重要性を強調すると共に左記事項については、出来るだけ速かに実施されることを要望します。

賃金について

一、労働統計調査局においては、看護婦の賃金について定期的調査を行い、これを公表すること。

二、労働統計調査局においては、現在の収入によつて維持される看護婦の生活内容につき調査を行い、これを公表すること。

三、厚生省看護課においては、看護婦に対する賃金水準の引上げと賃金形態の改革を促進させるため、国立病院からその指導をすること。

看護業務の専門化について

一、職業安定局においては、看護業務に対する職務分析を行い、これを公表すること。

二、職業安定局においては、職務分析の結果に基き、求人の開拓、紹介、あつせんに努力すること。

三、厚生省看護課においては、看護婦の業務基準を定め、この基準にしたがつて事業の規模別、経営の種別により、逐次、看護業務と雑務の分離に関する指導を行うこと。

四、厚生省看護課においては、特別の運動期間等を設け、雇用者、看護婦、医師、患者等に対し、看護業務の組織化に必要な教育及び啓蒙活動を実施すること。

尚以上の目的を促進させるため、婦人少年局においては、出来る限り速かに、看護婦の労働事情に関する総合調査を行うとともに、啓蒙活動に努力せらるべきことを勧告します。

一、労働事情の調査

労働事情については、左記事項を含めた実態調査を行い、これを公表すること。

通勤寄宿別、既婚未婚別、看護婦数、看護婦の現在従事している仕事の内容、労働時間、休日、交替の状態、休憩時間の状態
休養施設、寄宿舎における施設及び生活の状態

組織活動の状態

勤続年数及び罹病率の状態

看護婦の地位向上に資するための輿論調査

二、啓蒙宣伝資料の作成

看護婦の状態の改善に必要な啓蒙活動を行うために、左のような啓蒙宣伝資料を作成すること。

A 看護婦になるための職業手引

B 看護婦を使う場合、使用者はその労働条件について、どんなことに気をつけねばならないか。

(調査の結果にもとづいて望ましい施設など)

C ラジオ、新聞、雑誌等に看護婦の地位の向上に必要な資料を提供し、協力を仰ぐこと。

三、地方職員の活動

特別な運動期間等を設け、啓蒙宣伝資料を中心として、看護婦に関する雇用機会の拡大、看護業務の組織化、労働条件や地位の向上につき啓蒙活動を行うこと。

昭和二十四年三月四日

婦人少年問題審議会会長 藤田 たき

労働大臣 鈴木 正文 殿

○ 婦人少年局廃止反対に関する建議書

今次の行政機構改革に際し、婦人少年局を廃止しようとしているようにつたえられているので、婦人少年問題審議会においては、これに対し、反対の決議をして労働大臣に建議する。

理 由

婦人少年局は、昭和二十二年九月一日労働省の設置と同時に設立されたものであつて、婦人労働課、年少労働課及び婦人課の三課及び各都道府県地方職員室から成つてゐる。

この局の任務は、三課を通じて第一に次代國民の母であり、又、母となるべき人達である働く婦人の健康をまもり、母性を保護するために明朗な労働環境を打ち建てるとともに、その地位の向上を図ること、第二に明日の日本の運命を双肩に担つてゐる働く青少年少女を過激な労働から保護し、心身共にすこやかにのびのびと育てあげ、教養の豊かな優秀な社会人となるようみちびくこと、第三に従来の家族制度からもたらされる男尊女卑の弊風を一擲し、國民の半数を占める婦人の社会的、經濟的地位の向上をはかることにある。

女子及び年少者の問題が国家的にとりあげられ、我国行政機構の中に一局が設けられたことは、有史以来はじめてのことであつて女子、年少労働者の低賃金と劣悪な労働条件をもつて世界市場に注目の攻撃的となり、また男尊女卑の思想の根強さをもつて、その封建性を世界に知られていた日本にとつて真に劃期的なことであつた。これは実にポツダム宣言に於て民主国家としての更生を契約した日本の決意の現れであつたといつても過言ではない。なぜならば一國の文化は女子及び年少者の地位によつてはかられるからである。

婦人少年局は設立以来三年、創業当時のあらゆる困難を克服し、豊かなるざる予算と定員とをもつて機構を漸く整備し、さきに述べた任務遂行のために全面的な努力を行つてきた。

特に労働基準法の制定により、婦人労働課及び年少労働課に於ては、基準法中の女子年少者の保護に関する条項の完全な実施のために、特別の努力を払い、基準局に対して基準監督の督励を行つてゐるが、女子年少者の婦人少年局によせる期待は次第に大きく、基準法の施行に伴つて起る種々の困難な問題や違反などについても中央及び地方職員室を通じて、或は訴え、或は相談に来るものが日多くなり、婦人少年局の指導の必要が痛感せられるのである。

これは単に監督行政だけでは十分でない証拠であつて、労働条件の女子、年少労働者の厚生福利施策にまで及んで、はじめて労働条件の最低基準を示した基準法の精神は活用され、過去において長い間虐げられてきた女子及び年少労働者に、日本再建に参加するための明るい希望を抱かせることになるのである。

また婦人課においては、婦人の地位は新憲法その他で法律的には一応、男女の平等が保障されているが、現実には一般社会もまた婦人自身も自覚乏しく経済的、社会的、政治的地位は必ずしも戦前と比べて向上しているとは言えない現状である。これを名実共に婦人の地位を向上させるためには、各行政機関の中に分散して個々ばらばらに取扱われてきた広汎な婦人問題の連絡、調整統一をはかることが必要であつて、婦人課は実に婦人解放の実をあげるための中心的役割を果しているものである。

以上、婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題及び労働者の家族という我國の民主化に一番基本的なしかも長年月を要する仕事に対しては、この問題に対する誠実な理解と熱意とをもつた独立の一局をもつてせねば社会に与える影響も弱く、到底充分な成果をあげることは出来ない。

今や、婦人少年局は設立後僅かに三年にして行政機構改革のために廃止されようとしているが、もしかりに廃止せられて伝えられているように婦人労働課、年少労働課が労働基準局の中に吸収されるものと想像したならば、女子、年少労働者に関しては基準監督行政に限られ、その地位の向上、厚生福利などは等閑視されるであらう。

また婦人課の廃止により、婦人問題に関する各機関相互連絡調整の中心点を失い、婦人問題は分散され婦人の地位の向上は、強力な根拠を失つてしまふであらう。

このようにして一般婦人女子年少労働者の婦人少年局によせた期待は裏切られ、彼らの正しい指導の中心点を消滅するであらう。

今日においては、婦人少年局の存在は戦後の民主日本建設の一指針として世界に示されている。今後の日本産業界の傾向は、貿易再開を機として再び女子年少者の低賃金強行の方向に向かうとしていたのであつて、婦人少年局の存在こそはチープレーバーの防波堤である。

平和で民主的な日本の実現のためには、女子労働者及び年少労働者の労働条件の改善とその福祉の増進及び婦人の地位の向上とが絶対的な要件である。

婦人少年局の任務は今後であり、むしろますます強化して婦人及び年少者に対する総合の行政を推進すべきであると信じる。

以上の理由をもつて、婦人少年問題審議会は婦人少年局の廃止に反対し、その存続のために労働大臣が善処されるよう切望するものである。

昭和二十四年三月五日

婦人少年問題審議会会長

藤田 たく

労働大臣 鈴木正文殿

○ 街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否か、その当否についての答申書

昭和二十六年一月三十日

婦人少年問題審議会会長

労働大臣 保利茂殿

諮問「街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置

を講ずる必要があるか否かその当否について」に対する答申書

七月二十五日開催の本審議会第一回総会においてなされた標記の諮問に関し、本審議会は左記の通り答申します。

なお、本審議会は、政府が社会保障制度、母子福祉対策などにつき併せ措置されるよう、強く要望します。

記

一、法律的措施、すなわち新法律を設定し或は既存の法律を改正するなどの措置は適當でない。都道府県知事に勧告し、地方条例（都道府県条例又は市町村条例）により措置されるのが適當である。

二、右の勧告に際しては左の基準をあわせて勧告することが適當である。

(一) 定 義

(イ) 「年少街頭労働者」とは街頭又は公共の場所において

刊行物、飲食物、日用品、その他の物品の販売の業務。

傘、靴、その他の修理、清掃の業務、ビラ、煙草、廃品その他の配布拾集の業務。輪タク、その他の操従の業務。チンドン屋、サンドイッチマン、その他の広告の業務。メッセンジャー、その他の用達の業務。

に従事する年少者をいう。但し他人に雇用されて従事する者を除く。

(四) 「街頭又は公共の場所」とは、街路上又は公園、広場、神社、寺院の境内、その他公衆の出入の多い場所をいう。従つて、山野、河川などにおける植物、魚介類の採取などの業務を含まない。

(イ) 「物品の販売の業務に従事する者」には、いわゆる露天商、行商を含む。

(二) 保護の内容

(イ) 年令満十二才に満たない児童は就業を禁ずる。なお満十八才を超えるものはこの措置の対象外とする。

(ロ) 就業の時刻……午後九時から午前五時までの間における就業を禁ずる。なお労働時間は規制しない。ただし学令の者は授業時間相当時間中は禁止する方がよい。

(ハ) 就業の場所……屋内屋外を問わず、また公共と私有とを問わず遊興的な場所、病原体によつて汚染のおそれ著しい場所、その他児童の安全衛生福祉上好ましくない場所で就業し、または就業する目的で徘徊通行または入場することを禁ずる。

なお、右の就業禁止の場所は都道府県知事が具体的に指定する。

(ニ) 禁止業種……労働基準法第六十三条及び児童福祉法第三十四条の規定に準ずる。

(ホ) 許可証及び徽章を所持しないで就業することを禁ずる。

(ヘ) 不利な取扱の禁止……年少街頭労働者と商品の取引をなし、又は業務上の契約をなす関係者が年少者に対して不利な取扱をなすことを禁ずる。

(ト) 業務妨害の排除……正当な業務は何人もこれを妨害することができない。

(三) 保護の方法

(イ) 許可証及び徽章

年少街頭労働者に対しては許可証を所持させ、且つ徽章を佩用させる。その発給及び管理は都道府県知事の指定した者がこれに当る。

- (ロ) 許可証及び徽章の発給に当つては、義務教育に該当する年令の者は学校長及び親権者の同意を、義務教育を修了して就学していない者は親権者の同意を得なければならない。

- (ハ) 許可証の発行及び管理の責任者と協力して、年少街頭労働者の保護を全うするため、年少街頭労働者保護委員会を設置する。

(四) 罰 則

- (イ) 前記(ニ)の(イ)乃至(ハ)に違反した年少街頭労働者については業務従事を禁止し、その許可証及び徽章を没収する。

- (ロ) 前記(ニ)の(ハ)に違反した関係者については、その年少街頭労働者との爾後の取引または契約を禁止し、且つその旨新聞紙上において弾劾する。

- (ハ) 前記(ニ)の(ロ)に違反した者については、その旨新聞紙上等において弾劾する。

(別 紙)

一の理由

- (一) 街頭労働者中、雇用関係のある者は当然労働基準法が適用されるが、たとえ小さくても自営の形態にある者は労働基準法が適用されない。

今、仮りに労働基準法を準用するため、米國ウイスコンシン州法の如く、靴磨き材料等を定期的に供給する商会を使用者と看做すことは、わが国において前例もなく、また同法文構成上からも適当でない。従つて労働基準法の改正によることは妥当でない。

- (二) 街頭労働は一種の労働であつて、雇用関係にある年少労働者と一貫して労働保護的に取扱う必要がある。単に児童保護の立場からのみ取扱う場合は、實際に反する場合が往々生ずるであらう。従つて児童福祉法の改正によることは適当でない。

- (三) 街頭労働は不規則なもので、個々人の事情は勿論、地域的特殊性、気候、天候等の条件により様々の労働形態をとることを余儀なくされている。また街頭就労年少者の数も非常に区々であつて、全く見受けられない地域または時期もある。

従つて、本件のみのため中央集権的単独法とすることは適当でない。

(四) 他の多くの年少者問題を取扱う青少年法ともいふべき単独法が将来制定され、本件も亦これに包括されるに至るまでは、当面のところ地方の特殊性に合致した規定を設けて保護措置を講ずることが適當である。

以上が地方条例により措置するよう、都道府県知事に勧告するのを適當とする理由である。

二の理由

(一) 保護の内容

(イ) 年令……労働基準法第五十六条に準ずることは、雇用労働における場合との均衡上妥當と思われる。

(ロ) 労働時刻……業種によつて深夜に及ぶことが収入を得る好条件となつてゐるものがあり（例、メッセンジャー、輪タク業、花売り等）また早朝に仕入れをし、販売しなければならないものがある（例、納豆売り、かまぼこ売、小魚売等）が雇用労働との均衡上この程度の規則は最小限必要である。

なお労働時間の規制は業務の性質上実行不可能である。しかし義務教育履修の奨励の意味から、学令者の授業時間中の就業を禁止するのは好ましい。

(ハ) 就業の場所……雇用労働との均衡上

(ニ) 業種……同 前

(ホ) 許可証及び徽章……保護を容易にするため

(ヘ) 不利な取扱いの禁止……年少街頭労働者の膏血をしぼるものを阻止するため必要と思われる。

(ト) 業務妨害の排除……同 前

(二) 保護の方法

元來、行政上明確な責任と権限とを有する官衛に、この件を附することが最も望ましい事は勿論である。然しながら既存の行政組織（例えば児童福祉機関、労働保護機関、教育機関等）について検討した結果、それぞれ一長一短利害相半ばする。あたかも各分野のグレンツゲビートともいふべき本件に対しては、また同時に既存の行政組織を綜合した新たな委員会組織を以て措置することが適當と思われる。よつて従來、内閣官房長官通牒により地方に設けられている「地方青少年問題協議会」を地方条例化して、本件の措置を円滑ならしめるのを第一歩とする。

（三）罰則

本件の性質上、道徳律的処置以上に出ることは不可能である。

○ 売春問題の対策に関する答申

昭和二十七年五月三十日婦発第七号による諮問「婦人の人権を尊重し、その福祉をはかるため、売春問題に対する対策につき、その会の意見を問う」について、本会は別紙のとおり答申する。

昭和二十七年十二月二十七日

婦人少年問題審議会会長

労働大臣 殿

現在、公娼制度は法律をもつて禁止されているにもかかわらず、旧公娼地域は全国に四百近くを数え、約一万三千余のいわゆる特殊飲食店業者が、通称赤線区域内に黙認された状態で営業をいとなみ、そこに約四万五千名に上る業態婦が自由意志の名目で売春行為を行つているが、その実態は公娼制度の時代とあまりかわりない有様である。しかも、現在これら集娼地域の周辺にはこれに準ずる営業の地域が次第に拡大し、さらに私娼、街娼が各地に拡散する傾向にあり、これがいわゆる人身売買の温床ともなり、就職難の婦人の転落を助長し、あるいは女性の肉体の切売りによつて利益をうる業者の増大、仲介業者のちようりようを許し、人道上、風教上及び公衆衛生上、重大な社会問題を形成している現状である。

婦人の眞の解放をはかり、婦人の人権を擁護し、もつて婦人の地位の向上を実現するためには、このような状態は一日も放置しておくことは許されない。よつて速やかに法規の整備、取締の強化を行うとともに単独の売春禁止法を制定する一方、売春婦の保護更生ならびに一般婦女子の転落防止のための積極的な対策を樹立し、さらに本問題に関する正しい世論の啓発につとめることが必要である。なお駐留軍基地における風紀の問題については、双方の国家当局の誠意ある努力によつて、すみやかに解決策を見出すことが必要である。本審議会は、かかる見地から売春問題の

対策として、左のとおり要望する。

一、黙認主義を排して、売春取締を強化すること

現行の諸法規は、売春業者の営業の禁止、その他の取締りを規定しているにもかかわらず、従来、旧遊廓地帯はいわゆる赤線区域として黙認されてきた。これは戦後、公娼制度廃止当時（昭和二十一年）の取締当局及び次官会議（同年十一月十四日）の基本方針が、売春制度を「社会上已むを得ざる悪」とみなし、一般子女の保護、一般社会からこの種の地域の隔離、性病の蔓延の防止などを理由として黙認主義をとつたためである。しかしながら、一部の女性の肉体をもつて一般子女を守るといふ考え方は基本的人權をじゅうりんするもので、民主憲法の下、容認することのできぬものであり、また、特定の地域に隔離して社会の風教を守るといふ考え方は、むしろ逆にこれらの地域を中心として私娼が拡大し、更に各所に拡散している現象によつて否定される。また、性病の蔓延は事実上防止されていない。その上、この種の地域を中心に各種の設備、営業が成立するにつれて、売春そのものに対する罪悪感はまひしつゝあり、そのために自由意志による売春が助長されている。

さらにまた、この赤線区域内における従業婦は名目上自営の形態をとるとはいへ、事実上、業者との間に雇用関係があり、稼ぎ高に対して相当高率な中間搾取をうけている。このように、いわゆる赤線区域は日本における売春問題の根源をなすものであつて、これを黙認することは人道上及び社会政策上決して許さるべきではない。よつて速やかに黙認主義を改め、関係当局において現行法規による取締りを徹底的に行うことが第一に必要である。

二、単独の売春禁止法を制定すること

現在売春禁止に関係ある法規としては、勅令九号、刑法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、性病予防法、風俗営業取締法、軽犯罪法などの関係条項があるが、売春行為そのものを取締る法令がない。地方においては、地方条例を制定しているものが現在四十一に上るが、その条文はまちまちである。世界でも、文明国とよばれる国ではすべて売春禁止令をもっている。さきに述べた取締りの強化を断行するためにも、地方条例を統一して、全国一斉に売春行為の取締りを行い、売春が非合法性のものであるという觀念を国民に植えつけることが肝要である。よつて、単独の売春禁止法を速やかに制定することを国会及び法務省に要望する。

而して、この法規には、売春婦に対しては罰金、拘留等の処罰の外に保護処分の規定（売春婦の保護施設への収容、保護監察の実施）を含むべきであり、売春の相手方の処罰の規定及び他人の売春により利益を得る行為に対しては、嚴罰に処する規定を含むべきである。なお、勅令九号が

参議院通過当時、左の附帯決議がなされている。この決議に添うためにも、完備した法律の制定が必要である。

附帯決議要旨

勅令九号、婦女に売淫させた者等の処罰に関する法令は、婦女の人身売買防止、並びにその基本的人権の保護については極めて不十分である。よつて政府は右勅令の根本的な改正法案を、速やかに国会に提出すべきことをここに要求する。

三、売春婦の保護、厚生対策及び一般婦女子の転落防止対策を講ずること

婦人が売春婦となる原因には、家庭の生活苦や従来の子教育に由来する女子自身の生活能力の欠如などの経済的理由と、自暴自棄、道徳心の欠如などの精神的理由と、精神的肉体的欠陥あるものなどの特殊な理由がある。故に売春婦は、捕えて拘留や罰金に処し、また放したのでは、その原因に対する解決がはかられない以上、再びもとに戻るのみで無意味である。

故に、経済的理由のあるものには正業を与えるため、施設に収容して職業補導、指導、就職あつせんなどの措置を徹底的に講じ、また精神的理由のあるものには、相当長期にわたつて親切的な精神的指導を行い、その改心をまつて正業につく指導を行わねばならない。

精神的、肉体的欠陥あるものは、恒久的に保護施設に収容、監督されるべきであらう。このためには、保護融資資金、婦人更生相談所等を設置し、また現存する婦人福祉施設の改善、増設及び活用をうながすべきである。

さらにまた、一般婦女子が経済的、また精神的理由から売春婦に転落することを防止するためには、身売防止資金の設定などによつて、貧窮農村地域や都市の貧民層の間における子女の身売を防止すると共に、学校及び家庭、社会の教育において、売春や人身売買を罪惡とする人権思想の普及及び正しい勤労感、正常な男女関係、家庭関係確立のための教育方針が徹底されねばならない。

四、売春問題に対して正しい世論を啓発すること

昭和二十四年度国立世論調査所の調査によれば、売春制度を必要とする意見が一般人の間に大多数（七〇％）を占めている。その理由とするところは、

- (一) 結婚難の今日、男性の性慾の本能を充すため已むを得ざる惡である。
- (二) 一般子女を守るために必要である。
- (三) 検診制度で取締つてもらえるので性病の蔓延を防げる。

などが主なものである。しかしながら、売春婦を買う男性は半数が既婚者であるといわれていることから推して、性慾の本能を充すためというのは口実であると考えられる。性慾はむしろ、正常な男女関係の欠如と、红灯街の顧客誘致策に乗ぜられて、人工的に異常に刺激されているとみなされる。また一部の子女の肉体を防波堤として一般子女を守るという考えはひろく流布され、有識者や母親たちによつてすら支持され易いが、これはさきにも述べたように、人權を無視するものである。その上、红灯街が公然とあることによつて、むしろその附近の一般子女までも売春婦とあやまれ、犯される危険があるのである。諸外国の例によれば公娼街を廃止したために強姦がふえたという例はない。

むしろ、売春制度を禁止することによつて、婦人の肉体を軽んずることは不道德であるという考えが一般化し、婦女を凌辱するような行為は、一層重大な罪であるという觀念をつくるのに役立つている。また、このような集娼制度によつて性病の蔓延が防げるという考えはまことに危険である。一週に一度位の検診を過信して性病に感染した男性は非常に多い。

事実、集娼地域における売春婦の罹病率は、公表されたものをはるかに上まわるものであるといわれている。故に、隔離された地域は、あやまつた安心感を与えるので危険である。

売春街に関するこのような誤つた考え方を一般人に反省させ、売春街のあることがいかに女性全体を売春婦化し、男女間の性道徳を破かいしつあるかを知らせることは目下の急務である。学校教育、家庭教育、社会教育において、また民間諸団体、報道機関のすべての機関を活用して、隔離された売春街、すなわち赤線区域の絶滅の必要をしらせ、それが今日のすべての売春問題や風紀問題の対策の根源であることについて、正しい世論の啓発につとめねばならない。

五、駐留軍基地の風紀問題について対策を講ずること

現在全国に散在する駐留軍基地附近において、駐留軍人及び傭員と日本婦人の売春婦（いわゆるパンパン）との間の遊興行為から、基地附近の住民特に児童青少年に対し、風教上悪影響を及ぼす事実が多い。これに対しては、駐留軍当局が駐留軍人に対して売春婦との遊興を禁止するような措置をとることが望ましいと同時に、日本政府当局も、駐留軍人相手の売春を嚴重に取締ることが必要である。去る七月二十三日、米国上院においてなされたこの問題に関する質疑における陸軍当局の回答中に、日本を伝統的な売春国とみなす主旨の言辞があり、また駐留軍側としては、日本における売春問題を単に性病予防の観点からのみ考慮するような態度のあることに対して、日本政府は沈黙を守るべきでない。而して駐留軍人が、日本の売春婦と遊興することを禁止する措置を駐留軍側に要求するためには、まず国内の断乎たる禁止方針を實行せねばならないことはい

うまでもない。基地の風紀問題は、双方の国が対等の立場に立つた真に誠意ある人道に基いた解決態度を前提とするものであり、この点に関して双方の真面目な努力を要望するものである。

以上の観点から審議した結果、いかなる売春関係法規並びに地方条例をもつてしても、売春取締りに対する政府の基本方針の確立なき限り、売春問題の解決はのぞみえないと結論した。

よつて当審議会は、政府の確固たる方針の樹立を強く要望するとともに、当面とられるべき対策として関係当局に対し、次の事項の実施を要望する。

一、売春関係法規の完全実施

(一) 法務省及び国警においては、左の法令を完全実施すること。

勅令第九号 全条文

刑法 第七十四条、第八十二条、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十七條、第二百二十八條

軽犯罪法 第一条

風俗営業取締法 第二条、第三条、第四条、第七条

警察官等職務執行法 第六条

(二) 厚法省においては左の法令を完全実施するとともに旅館業法、食品衛生法に売春を防止し得るような従業婦の規定を入れる。

児童福祉法 第三十四条、第六十条

性病予防法 第十一条、第十五條、第二十二條、第二十六條、第二十七條

(三) 建設省においては、左の法令を完全実施するとともに、都市計画法第十条の実施にあたつては、いわゆる風紀地区を設定せぬこと。

建築基準法 第四十九條、第五十二條（文教地区）

(四) 労働省においては左の法令を完全実施すること。

労働基準法 第五條、第六條、第十七條、第五十七條、第六十三條、第六十九條

職業安定法 第三十二條、第三十三條、第六十三條、第六十四條、第六十五條

(四) 警察当局においては、以上の法令の実施に際して取締を強化すること。

二、次官会議に対する要望

次官会議においては昭和二十一年十一月十四日の会議決定による「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」に関して、次の事項を実施することを要望する。

(一) 対策中一の(1)、「売淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金銭消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。婦女を相手としてかような契約をなし、又はなそうとした者はこれを処罰するものとする」とを再確認すること。

(二) 対策中一の(3)(備考)「社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については、特殊飲食店を指定して警察の特別の取締につかせ、且つ、特殊飲食店は風教上支障のない地域に限定して、集団的に認めるよう措置すること」についてはその取消を行うこと。

(三) 新たに売春禁止徹底の申合わせをすること。

三、売春禁止法の制定並びに保護監察制度の実施

法務省は売春婦の保護処分(保護施設に収容及び保護監察の実施)を含む売春処罰法案を次期国会に提出すること。

四、保護及び転落防止対策

政府機関及び民間団体において、左の諸施設の設置を要望する。

(一) 保護融資金の設置

労働省においては、売春婦解放及び身売防止資金の設置を行うこと。

(二) 売春婦収容施設の設置

法務省、厚生省及び労働省においては、左の諸施設の設置、拡充をはかること。

恒久的収容施設の設置

婦人厚生相談所の設置及び現存婦人福祉施設の増設並びに拡充強化

売春婦善導、指導機関の設置

精神的教護指導、職業補導、指導、就職斡旋の実施

五、正しい世論をつくるための教育活動の展開

文部省においては、左の事項に関し積極的な対策を樹立すること。

売春問題に関し、正しい世論をつくるための教育活動を学校、家庭、社会教育において行うこと。

民間団体、報道機関の自発的活動の促進

六、基地風紀問題に対する対策

(一) 外務省はこの問題に関し、駐留軍側と交渉を行い妥当な解決をはかること。

(二) 国警においては、現地駐留軍側と協力して取締りを完全に行うこと。

(三) 文部省は、基地周辺における児童及び青年の教育に関し、有効な対策を講ずること。

○ 女子年少者労働基準規則改正についての建議書

婦人少年問題審議会は、女子年少者労働基準規則改正にあつて、左記の点について特に御配慮をいただきたく御願ひ致します。

昭和二十九年二月十六日

婦人少年問題審議会々長

労働大臣 殿

記

女子年少者労働基準規則を改正されるにあつては、法の趣旨に則り、年少者に対してはその身体的並びに精神的発達を保障するための保護と、女子に対してはその心身の健康の保護と同時に職業的地位の保護との、各目的を達する上に遺漏のないように、少なくとも現行規則に定められてある線から後退することのないように留意せられたく、特に左の点に関して適切な御配慮を願ひます。

一、諸手続を簡素化されることはよいことであるが、それがために使用者、児童自身並びにその親権者等をして、年少児童労働の保護そのものを

軽視させたり、その雇用あるいは労働条件等についての各自の反省批判あるいは注意を鈍らせるような結果とならないようにすること
二、使用禁止業務の範囲の決定については、同一業務の内容に企業の経営規模あるいは施設設備の条件によつて甚しく差異があるものであつて、かつ、女子及び年少者の使用されるところにその条件の劣悪なものが多い傾向のある点に注意して、業務の種類のみならずその条件をひろく考慮すること

三、女子の深夜業については、余人をもつて代替させ得る業務と、然らざる業務との判定にあたつて、あらゆる角度からこれを考察し、経営上の利便よりもあくまで女子労働者の保護の徹底と、同時にその職業的地位の確保との見地からこれを決定すること
以上

○ 未亡人等の職業対策に関する建議

婦人少年問題審議會は昭和二十九年九月二十五日の總會の決議にもとづき、未亡人等の職業対策に関し、別紙のとおり建議致します。

昭和二十九年九月二十五日

婦人少年問題審議會会長 平 林 たい子

労働大臣 小 坂 善太郎 殿

(別 紙)

未亡人等の職業対策に関する建議

戦後の我国における未亡人福祉対策の特殊な重要性にかんがみ、本審議會婦人労働部会では、福祉対策の一環としての職業対策の問題をとりあげ、かねて審議をつづけてまいりました。即ち、未亡人に適した職業分野をひろく探しとめ、そのうち最も適職と考えられるものについては、健全適正な諸条件のもとに未亡人等を就職せしめる方途を考究し、職業そのものの健全化と未亡人等の福祉の増進に資することを意図したのであります。

この審議の過程において、家事奉仕職業は、未亡人に最も適した職業の一つである上に、現に求人者の要求が求職者数をはるかに上回る実情にあり、未亡人職業対策の見地から注目すべき分野であると認められましたので、更にこの職業をめぐる諸事情について実地の調査を行い、必要な対策が考究されたものであります。

本審議会は右婦人労働部会における討議の結果について更に審議を行い、未亡人等の職業対策の一環として次の如き事項の実地実現が極めて有効且緊要であるとの結論に達しました。よつて本審議会は、政府においてこれが実現につき速かに特別な考慮を払われんことを建議します。

記

一 家政婦研修所の設置

最近の家庭事情に即応した家事奉仕の技術、個人家庭に適応するための心構え等を短期間に教育補導し、信頼性あり雇主からよるこばれる可能な家政婦を育成すると同時に、家政婦の簡易斡旋を併せ行う施設を設けること。(後記 家政婦研修所について参照)

二 適切な紹介業務の運営

公共職業安定所においては、未亡人等の職業対策として家政婦を簡易登録の対象に加え、できうれば家事奉仕部(仮称)を設けて、求人、求職双方の側から利用し易いよう適切な運用をはかること。

さらに、その資質をたかめるため、登録者については研修を併せ行い、これを受講した家政婦は相互の連絡、協助、資質向上等のため、組織をもつよう指導促進すること。

尚家事奉仕部の業務を一般に周知徹底せしめるよう積極的に広報活動を行うこと。

三 家事奉仕職業についての啓蒙

家事奉仕職業に従事する未亡人等の自覚、補導による質の向上はもとより、雇用主側も、家事の合理化、使い方の改善により家政婦の受入態勢をととのえ、社会一般も家政婦に対する理解と認識をふかめるよう啓蒙して、その社会的効用をたかめること。

四 健康管理の実施

家事奉仕職業に従事するもの自身及び、サービスする家庭の保健上から考え、家事奉仕職業者の健康管理実施に適切な措置を講ずること。

右に関連し健康保険加入を可能にする方途をもあわせ講ずること。

理 由

(一) 未亡人等は一般に職業についての技能や経験に乏しく、また年令も比較的たかく、そのうえ女手に扶養する子女を抱えているなどの点が雇用の隘路となつていて、現在の不況下で就職は甚だしく困難な実情にあります。が、反面家庭生活に関しては、経験も豊かで年功によつて陶冶された常識、辛抱強く慎重で、行届いた家事処理などが期待され、一家の支柱となつて働いている未亡人は特に責任感、積極性、定着性などが長所とされています。かかる点から考え、家事奉仕職業は未亡人等の適職の一つと考えられます。

(二) 戦後婦人の地位の向上、民主化の進展に伴い女中として他人の家庭に住込むことを嫌う傾向があります。他方雇用主側でも住宅の狭隘化、賃金の昂騰等により住込の女中を常備することが困難となつて来ております。しかし家庭の用事は一向減少せず、又婦人自身が家庭を外に活動する場合も多くなりつつありますので、派出婦、家政婦の需要は多く、少なくとも都会地ではこの傾向は益々多くなるものと考えられます。そして現在、全国私営職業紹介事業における最近六カ月間の家政婦紹介状況をみますと登録家政婦は平均一六、八二四人に対し、求人数二〇、一二四で家政婦の労働市場は供給不足であります。

(三) 以上のような状況から考え、未亡人等の家事奉仕職業への就職斡旋を一層強力に行うことが必要と考えられます。しかしそれと同時に一方では家政婦は種々なる家庭の複雑且つ変化に富む環境に順応し、適切に家事を処理せねばならず、又最近家庭用機械器具の使用も普及して、その操作についての知識技術も必要となり、家事家政の未経験者とはもとより経験者も指導訓練再教育が必要と認められる事情にあります。そしてかかる教育訓練は雇用主側の要望にも添う所以でありますと共に家事奉仕職業を新たな形に向上せしめる効果をもつことが期待され、これによつて就職の希望者も漸次増加するであります。

研修所の設置がかかる意味で必要であると考えられます。

(四) 又一方、家事奉仕職業の労働条件を適正ならしめて、これに従事する人達の健康を保持すること。

この職業についての一般の理解を深からしめるための広報活動を行つて受入態勢をととのえたと共に需要の増加をはかること等も同時に必要と考えられます。

(五) 尚、家事奉仕職業の紹介は、現在ひろく職業紹介機関事業によつても行われておりますが、これらの機関における登録者をも前記研修所で教育訓練しその一層の活動を期待すべきであります。そしてこれと同時に公共職業安定所においても現在の簡易斡旋の一部として行われてい

る家事奉仕職業の紹介を別に専門の一部を設けて強化せられることが必要と考えられます。

これ等は本審議会婦人労働部会の諸調査の結果からの結論でありまして、この建議をするに至つた理由であります。

家政婦研修所について

一 目的

- 家政婦を志す未経験者に家政婦として必要最低の心得、知識、技能を短時間に修得せしめる。
- 家政婦たる者の知識、技能を一層高め充実させることにより、その効用性、サービス性を高め順応度を大ならしめる。
- 育児、看護、料理、裁縫等に関しては専門技術指導をなし、専門家政婦としての途を開かせる。
- 自らの健康管理を行わしめ労働力の保全に努めると共に家政婦相互の親睦、地位の向上の機関たらしめる。
- 個人家庭に入り込む家政婦としては信用と人物保証とは最も大切なことであるので、研修期間中の態度等の観察結果よりその面に関する保証機関、証明機関たらしめる。
- 家庭婦人の家事処理能力の再教育を行う。

二 研修対象

- 家政婦を志す未経験者
- 現に派出婦、家政婦として働いている者
- 一般家庭婦人

三 研修方法

- 講義には必ず実習又は視覚教育を伴わせる実習を主とする。
- 単元制、短期間制とし、単元、項目を選んで研修所では常に何かの研修を開き何時でも来聴しその単元項目を修了すればその単元、項目修了の証明を行う。かくして単元、項目修了を重ねることにより漸次知識技能を深め専門化して行くようにする。
- 更に、育児、看護、料理、裁縫等に関しては専門課程を設け、一カ月研修も行う。
- 研修効果を上げる為一単元一回の受講生は十五人位を限度とする。

- 研修所の一日延収容人員は、平均一〇单元、一五〇人とする。
- 実習設備を完備する。
- 教科書を作る。

四 家政婦研修科目案

料 目	単 元	時 間	内 容
家政婦としての基礎的知識と心得	家政婦としての基礎的知識と心得	四	家政婦としての心得 (家風・慣習・家族の性格・趣味を早く理解すること。いつづけに従い自己の考えを主張しないこと。サービスの仕方と分を守ること。言葉づかいといい回し方) 家庭経済と買物のこつ 家屋内外の美化と装飾 家庭 地域社会・国と一般的行事 衛生一般 虫干し(干し方、和服、洋服のたたみ方、除虫剤の選び方、使用法) 水洗い(洗濯用水、洗剤の選び方、取扱い方、被服のとき方、洗い方、色止めの仕方、しぼり方、干し方) (注意 材料別にやること) 漂白しみ抜き(漂白の仕方、各種のしみの抜き方と薬品) 仕上げ(糊の作り方、付け方、板張り、しんし張りの仕方、敷伸しの仕方、アイロン仕上の仕方、布幅の伸し方) つぎ方、はぎ方、しきしの当て方、編物のつくろい、雑布かけ 浸染(しぼり染、色揚げ) 下着類、一つ身、三つ身、四つ身 本裁(単衣、衾身、綿入れ(男物、女物)羽織、帯、蒲団 型紙の補正の仕方、布の積り方、布の扱い方、裁ち方、ミシン縫い、
洗濯・繕い・裁縫	洗濯、手入れ	一二	
洋 和 染 繕	裁 裁 物 い	一 二 八	

家計と応接	衛生、保健、保育	乳幼児の世話
家計	衛生	保健 家庭看護
二	二	一
金銭の扱い方	応接	四
二	二	四
一般機械器具（ミシン、自転車、自動車類、冷蔵庫）の手入れ、油差し 電気機器の修理、手入れ（洗濯機、掃除機、トースター、ミキサー、冷蔵庫類） 包装荷造（包装材料の選び方と包装の仕方、なわの掛け方） 家計管理、簡単な算盤（加減） 家計簿のつけ方	金銭の取扱い方、貯金の預け方、引出し方、為替の組み方、納税、ガス、電気、水道料のメーターの読み方、支払い方 電話のかけ方（取扱い方、かけ方、受け方、メモの取り方） 応対（言葉づかい、挨拶の仕方、客の扱い方） 屋内の害虫、媒介体の駆除（駆除の仕方、用具薬品の扱い方） 清掃（清掃用具の選び方、使い方） 清掃の仕方（雑布、艶布巾のかけ方）ごみの処理） 暖房、換気（暖房器具の使い方、温度の調節、換気） 自らの保健、衛生 体温、脈搏、呼吸の計り方、病気の見付け方、手当の仕方、薬の与え方、消毒の仕方、傷の手当の仕方、湿布の仕方、うがいさせ方、繃帯の仕方、看護器具用具の選び方、扱い方、利用の仕方、病室の整え方、病衣の選び方着換えさせ方、病体の清拭の仕方、病人食の整え方 調乳の仕方、乳汁の殺菌の仕方、授乳の仕方、哺乳用具の取扱い方、	

家庭菜園花壇庭の手入	庭の手入	四	離乳後、間食の整え方、与え方、乳幼児の取扱ひ方、抱き方、襁褓のさせ方、負い方、遊ばせ方、乳幼児のしつけ方、入浴のさせ方、雑草の除去、芝の手入、籬の刈り込み、かま、芝刈機、はさみの使用方法
野菜	野	八	種の選び方、播き方、畑の打起し方、覆土の仕方、苗の見分け方、灌水の仕方、苗の植付方
花	花	八	摘芯、摘芽の仕方、間引の仕方、肥料の見分け方、使い方、くわの使い方と手入の仕方、中打ち土寄の仕方、支柱のやり方、害虫の見分け方 病気の見方、薬剤の使い方、収穫時の見分け方、収穫の仕方、種の取り方、人工授粉の仕方 種ものの選び方、種の播き方、培養土の作り方、苗床の作り方、植つけの仕方、支柱のやり方、鉢かえの仕方、挿木、葉挿の仕方、水のやり方、害虫の見分け方とその対策、病気の見分け方とその対策、切花の切り方、株分けの仕方、肥料のやり方、摘芯の仕方、種のとり方、種や球根の貯蔵の仕方
家畜、家禽の世話 (主として、犬・猫・鶏・小鳥)	家畜、家禽の世話	三	飼料の作り方、やり方 育て方、取扱ひ方 病気の見分け方と対策
外人家庭	外人家庭	一カ月	会 話 西洋の慣習、洋家具の整備、料理

○ 年少労働者の保護福祉に関する建議書

今日、年少者はあらゆる産業の分野に亘つて働いており、その就業者は約五百万人に及ぶ。これら年少労働者はいずれも心身の発達中途にあるものであり、且つその現在及び将来の日本経済の上において果す役割は極めて大であるといわねばならない。ここに年少労働者の保護育成が図られなければならない理由がある。国においてはこのために、更に積極的な保護施策を講ずる必要があると考えられる。

年少労働者の保護福祉については、制度的に現在諸般の措置が講じられているが、実質的にはなお幾多の問題がある。特に年少労働者を最も多く包容している中小企業における労働条件、労働環境等は必ずしも良好な状態にあるとは思われず、年少労働者の健全な育成を阻んでいる要因が少なくないので、このまま放置するにおいては、将来由々しき事態が招来されることが憂慮される。

欧米諸国においては、年少労働者の育成について極めて積極的な施策が行われている点にも鑑み、わが国における現状とを比較検討しつつ、当審議会は数次にわたりこの問題の所在と対策について審議を重ねた結果、その根本的対策としては、青少年保護に関する総合的単独立法の制定が望ましいと考えるのであるが、当面現制度下において最少限実施されるべき対策として別記の結論を得た。

年少労働保護の重要性に鑑み、関係行政機関におかれては、それぞれ所要の措置を講ぜられるよう切に要望し、建議する。

昭和三十年十二月二十六日

婦人少年問題審議会长 平林たい子

労働大臣	倉石忠雄殿
厚生大臣	小林英三殿
文部大臣	清瀬一郎殿
大蔵大臣	一万田尚登殿
内閣官房長官	根本龍太郎殿
中小企業庁長官	佐久洋殿

第一 労働保護に関する問題

(一) 一般的問題

労働基準法の適用事業場における年少労働者数は、昭和二十九年十二月末現在、七四五、九三三名（男三六五、五九三名、女三八〇、三四〇名）であり、このうち従業員一〇〇人未満の事業場に働く年少者は四九〇、七六三名で総数の六六パーセントに当たっている。

昭和二十九年第四・四半期における年少労働関係の労働基準法違反件数を、従業員一〇〇人未満の中小企業について内容別に総件数に対比してみると、

	(違反総件数)	(中小企業における違反件数)	(パーセント)
最低年令	一七三	一七〇	九八・三
未成年者の労働契約等	一四	一二	八五・七
年少者の労働時間及び休日	一、四三五	一、三〇八	九一・一
深夜業	五九九	五三六	八九・五
危険有害業務の就業制限	一〇九	一〇四	九五・四
坑内労働の禁止	一五	一四	九三・三
生理休暇	五	四	八〇・〇
帰郷旅費	三	三	一〇〇・〇
計	二、三三三	二、一五一	九一・四

であつて、中小企業にあつては、年少者の労働保護がなお十分でないと思われる。

次に、昭和二十八年七月から昭和二十九年六月に至る一年間に発生した年少者の労働災害についてみると、従業員一〇〇人未満の事業場においては総数の六四パーセントとなつている。なお災害発生原因の主なものとしては、機械、設備、工具類の不完全、安全装置の不備、作業環境の不整頓及び注意力、作業知識の欠如等が挙げられている。

以上の如き状況に鑑み、年少労働者の保護のため、

- (イ) 労働基準監督機関は、年少者の特質に鑑み、最低労働基準が維持せられるよう適切な指導を実施すること。
- (ロ) 中小企業においては、事業主が労働基準法の内容を知らぬためその違反が少くない事態が見受けられるので、関係機関は、その周知をはかるとともにその遵法と合理的運用によつて年少労働者の作業意欲と能率の向上がもたらされるよう指導すること。
- (ハ) (ロ)に関連して、近代的な年少労働者の労務管理がなされなければならない。このため、中小企業における年少労働者のための労務管理手引を作製し、これに基いて具体的な指導を行うこと。

なお、右の方法としては、関係行政機関が連絡相協力して、地域別に定期又は随時に講習会等を開催すること。

(二) 特殊問題

1 不当雇用慣行の防止

昭和二十九年中に警察庁で挙げられた不当雇用慣行（いわゆる人身売買）の被害者は八、六三五名で、そのうち、十八才未満の年少者は一、八〇二名である。これは総数の二一パーセントに当り、不当雇用慣行が現在なお年少者の人権無視と精神的、肉体的虐待の姿において行われていることを示している。

このため関係機関は、相互連絡相提携してその防止及び排除の措置を講じているが、なお次の点に問題があると思われるので配意を望みたい。

- (イ) 被害年少者の大部分は義務教育諸学校の不就学児童又は長期欠席児童である。依つて、市町村、学校はそれぞれの不就学児童または長期欠席児童の家庭との連絡を密にしてその実態を常時把握し、必要あれば即時、関係機関に通報し直ちに防止措置が講ぜられるよう体制を整えておくこと。

- (ロ) 地方的に特殊な不当雇用慣行の例をまま見るが、これらはその地方において常識化されているようである。年少者の福祉をはかるうえにおいては、まずもつてかかる慣習を打破することが肝要であるから、関係行政機関はこれらの地域における啓蒙に努め、不当雇用慣行の排除を強力に進めること。

昭和二十九年十二月末現在における十五才未満の就労児童数は二〇、一六四名となつてゐる。

このうち約七割が新聞配達に就業しているが、さきに婦人少年局において実施した東京都内の新聞配達員調査によると、十五才未満の児童で就労許可を受けているものは八・二パーセントに過ぎなかつた。

十五才未満の年少者も、許可を受けることによつて合法的に労働に従事できるものであり、従つて労働基準法上の保護が与えられるのである。特に児童は心身未発達の状態にあるので、その労働に際しては十分の保護が必要とされる。このため労働基準監督機関は、事業主に対し就労許可手続に関する指導と監督を徹底して行われたい。

3 学びながら働く年少者の保護

学びながら働く年少者は、一般年少者に比し身体の發育度合がおくれている。いま定時制高校生徒（十七才）を全日制高校生徒（十七才）に比較してみると、平均身長において男子一・五糎、女子一・六糎、平均坐高において男子三・一糎、女子二・一糎、平均胸囲において男子二・五糎、女子〇・四糎、平均体重において男子一・九疋、女子一・七疋それぞれ前者が後者より低下している状況にある。

次に、定時制高校生徒の結核性疾患罹患率は一・四八パーセントで、全日制高校生徒のその〇・七一パーセントをはるかに上回つており、学びながら働く年少者の健康度の低いことを示している。

以上の一般的状況に鑑み、その保護及び福祉のために次の点に配意が必要であると考えられる。

(イ) 定時制高校等においては働きつつ学ぶ生徒の保健衛生に万全の考慮を払うよう、また事業場においてはその健康管理について協力するよう、関係行政機関は指導すること。

(ロ) 定時制高校等においては給食施設をもたないものが多いが、その設置に努めること。なお、給食費の軽減等の措置について考慮すること。

(ハ) 通勤、通学の乗車船に関するいわゆる三角定期券の発行は一部都市においてはその実施を見ているが、まだ全般に及んでいない。関係機関はこの制度の実現方促進をはかること。

第二 福祉厚生に関する問題

1 一般教養の向上

年少労働者の一般教養の向上は、その資性を高め、社会人としての成長に欠くことのできない事柄である。

大企業においては、その事業場及び労働組合に図書施設或いは一般教育施設を自ら設け、このための各種の便益が得られるが、中小企業における年少労働者の多くはこの点恵まれていない実状にある。このため関係行政機関は、一般教養の機会に恵まれない年少労働者のために、次の点に配慮して適切な指導を行うことが必要である。

- (イ) 青少年向良書の普及及び既存図書施設におけるその充実をはかること。
- (ロ) 年少労働者のための公共の図書設備を施し、またこの施設においては年少労働者に対する巡回読書指導をも併せ実施すること。
- (ハ) 事業主又は同業組合等において、専門家講師を委嘱する等の方法により、年少労働者の一般教養に関する講演会、講習会等を実施するよう勧奨すること。

2 レクリエーションの助長

年少労働者の健全な育成のためには、その一般教養の向上と相俟つて、レクリエーションの助長をはかる必要がある。

年少者の労働の余暇の善用のため、適当な娯楽、体育等のレクリエーションを助長することは、その健康を増進し、作業能率を向上するのみならず、その不良化防止には極めて大切なことである。然るに中小企業においては、その多くがこれらのレクリエーションのための施設を持つていない現況にあるので、関係行政機関は、中小企業に対してその助長方を指導するとともに経済的援助を講ぜられたい。

同時に、中小企業の中心地域に年少労働者のためのレクリエーション施設の設置が望ましい。

3 健康の維持増進

労働基準法は、一定規模の一定事業場について健康診断を実施し、衛生管理者を選任すべきことを定めている。この場合の指定従業員規模は工業的部門においては五十人以上、非工業的部門においては百人以上であるから、それ未満の中小企業にあつては健康管理について必ずしも十分ではないものがあると思われる。

このため、中小企業自体において諸種の考慮が払われているようではあるが、なお、関係行政機関は次の点について積極的な指導を行うこと。

(イ) 結核予防法に基く定期健康診断の全面的実施及び保健所の利用

(ロ) 衛生管理者の選任が義務づけられない中小企業におけるその共同設置

(ハ) 従業員中適当な者に保健衛生に関する諸知識を習得せしめて、健康管理の業務を担当せしめ、事業場内において保健衛生講習会を開催する等の措置

(ニ) 年少労働者のための健康相談に応ずる設備の設置

4 労働青少年ホームの設置

中小企業における年少労働者の福祉厚生のために、以上の如き各般の措置を必要とすると思われるが、これらを総合的且つ有効に実現するため、労働青少年ホームともいうべき施設を設置することが望ましい。

そして、この施設においては、次の事項に関する事業を行うこと。

(i) 講演会、講習会、座談会の開催等年少者の職業技能の向上及び一般教養に関する事項

(ii) 映画、演劇の鑑賞、音楽会の開催、室内娯楽設備及び運動設備の利用等年少者のレクリエーションに関する事項

(iii) 職業相談、就職時の訓練、就職後の補導、生活相談等年少者の保護指導に関する事項

(iv) 健康診断、健康相談及び指導等年少者の保健衛生に関する事項

(v) 年少者に有益な図書の実施及び巡回移動文庫の実施に関する事項

(vi) 不当雇用におちいつた年少者の一時的収容及びその保護善導に関する事項

なお、この施設はでき得る限り多くできることがよいが、さし当り、他府県からの就職者の多い東京、愛知、大阪の三カ所について配慮されたい。

第三 その他

(一) 雇用に関する問題

1 両親または片親を欠く年少者の就職助成

昭和二十九年三月東京都内の公共職業安定所に申込みのあつた新規学校卒業者の求人についてみると、両親健在を求人条件としたものは、求人総件数に対し、中学校卒業者については四・七パーセント、高等学校卒業者については一一・〇パーセントとなつてゐる。

これによつてみると、両親または片親がないということが、如何にその年少者の就職上の障害となつてゐるかが分る。そして、かかる差別的取扱をする事業主は、その理由として、「同僚との協調性がない」「素直さが無い」「定着が悪い」「金銭を扱う職種では身元保証に不安がある」等をあげてゐる。

然し、単に両親または片親がないことの故に、これら年少者の就職を忌避することは当らない。しかもその理由とするところは必ずしも妥当ではないのであるから、右の如き事態に対処するため、次の措置を講じてその保護をはかる必要があると考える。

(イ) 関係行政機関は、事業主一般に対し偏見是正について啓蒙活動を積極化し、その理解と協力を得ることに努めること。

(ロ) 一部の地方公共団体等においてはその就職時の身元保証を実施しているが、かかる措置の一般化をはかること。

2 定時制高校卒業生の就職上の差別待遇の排除

定時制高校の卒業生は全日制の高校卒業生に比し、その就職条件が低い向きが見られる。勿論、その実質的な能力程度によつて待遇に差別を生ずるのはやむを得ないところがあるが、修学課程が定時制であることの故をもつて、一概な差別取扱いをすることは当を得ないものと考ええる。

このため関係行政機関は、事業主一般に対し、この点に関する啓蒙を行われない。

3 離職等の実態調査

昭和二十九年三月において就業している十四才から十九才までの年少者のうち、転職を希望する者の率は一〇・五パーセントである。また昭和二十九年三月中学校卒業生で東京都内に他府県より就職した者についてみると、その一三・八パーセントが三カ月以内に離職してゐる。

これによつてみると、年少者が就職後間もない期間に転退職し、或いはこれを希望する場合が少なくないように見受けるが、その理由、就業期間及び離職後の帰すう等に関する具体的な調査資料が見られない。

ところが、年少者が就職後どの位の期間を経て如何なる理由で離職したか或いはそれを希望しているか、更にまた、離職後どうしたか或いはどうしようとしているか等の実態の把握によつて、年少労働者の定着を向上し、その適応を促進するための適切な職業指導、職業紹介等の

方途が発見されるものであると考える。

このため関係行政機関は、とりあえず次の調査を実施されたい。

なお、その調査結果に基いて、適切な職業指導の措置を講ぜられたい。

(4) 年少労働者の離職状況調査

(i) 離職理由

(ii) 離職後の帰すう

(4) 定時制高校生徒の中退状況調査

(i) 中退理由

(ii) 中退後の帰すう

(二) 社会保障に関する問題

健康保険法、失業保険法等現行社会保障制度の適用については、中小企業に働く労働者の適用洩れが相当あるように見受けられるので、強
制適用事業場にして適用洩れのものについては速やかに適用の措置を講ぜられたい。

また、任意包括適用の方途についても積極的に配慮されたい。

むすび

以上年少労働者の保護福祉について、労働政策として、とりあえず実現を期すべき諸点を述べたのであるが、最も問題の存する中小企業においては企業独自の力ではその解決は至難であると思われるので、関係行政機関は、中小企業育成についての経済政策の考慮と併せ、必要な予算措置を講じこれが実現を期せられたい。

付 一、婦人少年問題審議会活動状況一覽 (昭三十三・三五・三)

番号	提出先	提出年月日	会長名	内 容	審議部会	備考
1	労働大臣	23・10・28	藤田 たき	売春等処罰法案に対する建議書	婦人問題部会	
2	法務委員会委員	23・11・13	"	要望書(売春等処罰法案に関する件)	"	
3	労働大臣	23・11・25	"	日本国有鉄道法案中第33条に対する建議	年少労働部会	
4	"	23・12	"	年少労働者の労働条件と環境の改善向上に関する具体的方策についての答申書	"	
5	"	24・3・4	"	女子の職場拡大の方策の中、看護婦問題についての答申書	婦人労働部会	
6	"	24・3・5	"	婦人少年局廃止反対に関する建議書・関係機関への書簡	婦人少年問題審議会総会	
7	"	26・1・30	神近 市子	諮問「街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否かの可否について」に対する答申書	年少労働部会	25・7・25付労働省発婦第5号に より諮問(別添)
8	審議 会	26・1・30	"	女世帯の生活改善を図るための諮問	婦人労働部会	
9	労働大臣	27・12・27	"	売春問題の対策に関する答申	婦人問題部会	
10	"	29・2・16	平林 たい子	建議書「女子年少者労働基準規則改正について」	婦人労働、年少労働部会	
11	売春問題対策協議会長	29・2・16	"	売春問題の対策に関する要望について	婦人問題部会	
12	労働大臣	29・9・25	"	未亡人等の職業対策に関する建議	婦人労働部会	
13	労働・厚生・文部大蔵各大臣・内閣官房長・中小企業庁長	30・12・26	"	年少労働者の保護福祉に関する建議書	年少労働部会	
14	労働大臣	34・11・13	山高しげり	労働者家族福祉に関する報告書	婦人部問題会	

二、婦人少年問題審議会委員一覧

(第一回、第八回)
◎印……会長

第一回 (二四・六) 二五・五

委員名	役職	名	所属部会
石川智福	公衆衛生院労働衛生学部長	婦労・年労	婦労・年労
岩田正道	三井厚生病院長	婦労	婦労・年労
尾高邦雄	東大教授	婦労・年労	婦労・年労
岡崎三郎	歴史科学研究所理事	年労	年労
奥むめお	参議院議員	年労・婦人	年労・婦人
大森松代	新生活研究所員	婦人	婦人
渡辺松子	東京YWCA総幹事	婦人	婦人
加藤シズエ	衆議院議員	婦人	婦人
加藤威夫	三菱電機(株)取締役	年労	年労
桂泉	中央労働学園理事長	婦労・年労	婦労・年労
高田なほ	日教組婦人部長	婦労	婦労
丹野さ	富士紡本庄支部婦人部長	婦労・年労	婦労・年労
竹村一男	神田橋公共職業安定所長	婦人	婦人
田辺繁子	著述家	婦人	婦人
野村か	日本協同組合婦人対策部長	婦人	婦人
野口彰	愛宕中学校長	年労	年労
山崎道彰	衆議院議員	婦労・年労	婦労・年労
山下一郎	衆議院議員	婦労・年労	婦労・年労
真下一郎	日本繊維連合会労務部長	婦労・年労	婦労・年労

第二回 (二五・六・二六・五)

◎藤									
杉	森	平	塩	三	三	榊	淡	青	朝
村	田	林	原	樹	瓶		路	木	原
春	良	た		樹	孝	タ	円	誠	梅
子	雄	子	静	三	子	子	郎	郎	一
津田英学塾教授									
東京都職業補導協会									
日本電産労組組織部長									
NHK企画部									
参議院議員									
東京都民生局児童課									
文部省教科書局教材研究課長									
勤労管理研究会長									
国鉄労組婦人部									
著述家									
日本商工会議所専務理事									
東京家事裁判所委員									
作家									
通信工業連盟理事									
文学座員									
年	年	婦	婦	婦	婦	婦	婦	年	年
勞	勞	勞	勞	勞	勞	勞	勞	勞	勞
婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

委員名					役職名					所属部会				
波	吉	中	松	千	小	波	吉	中	松	千	小	波	吉	中
多	野	田	山	浦	川	多	野	田	山	浦	川	多	野	田
則	輝	三	テ	千	玉	則	輝	三	テ	千	玉	則	輝	三
三	郎	彦	郎	ル	子	三	郎	彦	郎	ル	子	三	郎	彦
富士紡績業務部長					白木屋人事課長					日経連企画部長				
大日本紡績労組東京支部副支部長					日教組婦人部長					総同盟				
婦人労働					婦人労働					婦人労働				

◎神 藤 西 岩 二 横 松 近 藤 深 轡 高 内 真 小 齋 中 浦 田 桜 久 布 近
 近 本 田 村 山 田 藤 本 沢 田 野 田 島 畑 藤 村 口 原 井 保 施 藤
 市 清 正 多 春 喜 英 三 四 光 昌 き 音 静 美 武 ま 徳 倫
 子 武 道 武 寿 男 文 八 男 男 郎 武 男 恵 え 羽 子 栄 雄 子 子 二

評論家
 労働医学心理学研究所員
 読売新聞記者
 三井厚生病院々長
 日本電気(株)三田事業次長
 東日本重工業(株)総務部次長
 山之内製薬(株)小豆沢工場長
 文部省中等教育局職業教育課長
 立教大学教授
 東京都労働局職業課紹介係長
 少年朝日編集長
 精工舎労働組合長
 富士紡績労働組小山工場支部長
 横河電気労働組執行委員長
 未亡人福祉協会会長・社会党婦人対策部員
 新日本婦人同盟副会長
 東京女子大学庶務課長
 自由党婦人対策部文化部長
 民主党婦人部
 農村問題研究家
 フェビアン協会研究所員
 民主婦人連盟委員
 自由人権協会会長・弁護士

婦人労働 年少労働 婦人問題

委員名		役職名	所属部会
岩田	正三郎	三井厚生病院長	婦人労働
波多野	則三郎	富士紡労働部長	"
林近	雅代	日教組婦人部副部長	"
◎神	市子	評論家	"
土屋	清子	朝日新聞論説委員	"
中村	喜美子	全織同盟婦人対策副部長	"
松村	善美	白木屋人事部長	"
丸沢	美千代	国鉄労組婦人部長	"
後藤	フシ浩	日経連事務局長代理	"
江上	いっし	NHK婦人課長	"
柳川	喜八	総評関東金属労組青婦対策副部長	年少労働
藤本	安太	立教大学教授	"
二藤	安太	日本電気(株)三田事業部長	"
後藤	一吉	富士電炉工業代表取締役	"
榎本	一吉	全日本造船労組中央執行委員	"
秋庭	正一	全国電気工業労組副中央執行委員長	"
佐藤	正一	富士製鉄常務取締役	"
桐原	葆義	労働医学心理学研究所長	"
三隅	達郎	国際基督教大学教授	"
塩野	幸一郎	リーダーズダイジェスト日本支社社員	"
東畑	精一	農林省農業総合研究所長	婦人問題
和田	嘉子	東京地裁民事部判事	"

第四回（二八・一〇）（二九・九）

神川高内山船後平	崎島橋藤本藤田林	武真誠松文俊	清宣照夫代子	文部省社会教育審議会委員 東大教授 文部省社会教育局社会教育課長 厚生省児童局企画課長 農林省農業改良局生活改善課長 主婦連合会副会長 自由党婦人問題対策委員長 作家	婦人問題
----------	----------	--------	--------	--	------

江上藤木勝山吉松佐末千鈴藤桐三	上藤木新高し雅善	フ次り亮三	NHK婦人課長 朝日新聞論説委員 労働科学研究所員 全国未亡人団体協議会事務局長 日本紡績協会労務課長 白木屋人事部長 日経連調査部長 全織同盟婦人対策副部長 日教組婦人部長 全造船労組総連合総務部長 立教大学教授 労働科学研究所長 国際基督教大学レジスタラー	婦人労働
-----------------	----------	-------	--	------

那須宗一	後藤安太	廣瀬久三	秀平	中島桂太	大島清文	神崎はる	武田清	山室民子	鶴見和子	西塚静子	泉林靖一	式場隆三	高橋隆三	望月
中央大学教授	オリジン電機(株)社長	精工舎亀戸工場勤務課長	三菱重工業横浜造船所教育課長	総同盟情宣部長	総評調査部長	全日通労組婦人部長	評論家	国際基督教大学講師	文部省純潔教育審議会委員	評論家	東京地裁判事補	東大助教	作 家	式場病院長
年少労働														
婦人問題														

第五回 (三〇・一一・三一・一)

委員名	役職	所属部会
吉藤雅亮	日本紡績協会労務課長	婦人労働
松村善三	白木屋代表取締役	
佐々木大	日経連調査部長	
船山登美	全織同盟中央執行委員	〃
		〃
		〃

委員長名

役職名

所属部会

吉藤雅亮
松村善三
佐木登美
船山

日本紡績協会労務課長
白木屋代表取締役
日経連調査部長
全織同盟中央執行委員

婦人労働
" " "

日教組婦人部長
全造船労組総連合総務部長
NHK婦人課長
朝日新聞論説委員
労働科学研究所員
全国未亡人団体連絡協議会事務局長
日本光学(株)取締役
日本中小企業団体連盟専務理事
三菱重工業横浜造船所教育課長
総評福祉対策部長
総同盟情宣部長
全日通労組婦人部長
更新会常務理事
全国高校主事協会理事長
労働科学研究所長
中央大学教授
労働科学研究所員
日本炭坑労組調査部長
東大教授
国鉄労組婦人部長
評論家
日本生活協同組合連合会理事
主婦連合会常任委員
作家
日本タイムス編集局編集課長

五九

久米愛 弁護士 婦人問題

第六回 (三一・一〇) (三一・九)

委員長名		役職名	所屬部会
吉藤雅亮	佐々木重	日本紡績協会常務理事 三菱銀行人事部長 日経連調査部長 全織同盟中央執行委員 日教組婦人部長 造船労連中央執行委員 NHK婦人課長 全国未亡人団体連絡協議会事務局長 労働科学研究所副所長 朝日新聞論說委員 日本光学(株)取締役 中小企業協同組合中央常任理事 婦人経営者連盟理事・大久保耳鼻科院長 総評福祉対策部長 全日本中小企業労組総連合会事務局長 労働科学研究所長 更新会常務理事 中央大学教授 毎日新聞論說委員 慶応義塾大学教授	婦人労働
森五郎	那須島		婦人問題
佐藤利三	桐原見		"
望月信次	塩谷雄		"
大松代	遠山雄		"
乗富丈	伊藤昇		年少労働
伊藤新	勝木次		"
◎山	江上		"
鈴木政子	千代		"
船山登美	佐々木大		"
佐々木重	廣重		"
廣重雅	吉藤亮		婦人労働

第七回 (三三・二)三四・一

山崎	安濟	丸沢	西米	久家	氏西	坂志	川武	原島
			美清		寿子			
			千代	愛子				
功満								
慶応義塾大学教授								
東京大学教授								
評論家								
日本女子大学教授								
弁護士								
評論家								
国鉄労組婦人部長								
石川島重工業取締役								
読売新聞論説委員								
婦人問題								

今井	船山	大山	大崎	佐々木	原素	伊藤	江上	尾高	山高	久高	塩谷
静登	あ登				素行		フ昇	邦雄	しげ	法夫	信雄
子美	や美	敵	大	行							
全生保労組連合会婦人部長											
全織同盟中央執行委員											
日教組婦人部長											
白木屋総務部長											
日経連調査部長											
厚生省病院管理研修所客員											
朝日新聞論説委員											
NHK婦人課長											
東京大学教授											
全国未亡人団体連絡協議会事務局長											
全石炭労組青婦対策部長											
総評常任幹事											
婦人労働											
年少労働											
" " " " " " " " " " " "											
所屬部会											

[illegible]

清志 寿誠 喜宗 利貞 丈長 俊政 信 法し新フ
三 げ
進子 保愛 子一 満八 一郎 次夫 雄彦 男雄 誠夫 次ジ 昇駿 大大

(株)ソニー取締役社長
日経連調査部長
(株)伊勢丹取締役人事部長
朝日新聞論說委員
NHK教育局婦人少年部長
労働科学研究所長
全国未亡人団体連絡協議会事務局長
全国石炭労組青婦対策部長
同 右
総評常任幹事
全日本中小企業労組総連合委員長
東京実業連合会常務理事
中小企業協同組合中央常任理事
日本光学(株)取締役
毎日新聞論說委員
更新会常務理事
中央大学教授
立教大学教授
石川島重工業取締役
東京教育大学教授
日本女子大学教授
弁護士
評論家
評論家
慶応義塾大学教授

婦 年 婦
人 少 人
題 勞 勞
問 働 働

丸 沢 美 千 代
 森 五 郎
 山 崎
 (後任) 福 沢 準 一

国鉄労組婦人部長
 慶応義塾大学教授
 読売新聞論説委員
 同 右

婦 人 問 題

” ” ”

